

建築と社会

Architecture and Society

08

vol.96 No.1121

2015

特集：

建築の価値

The values in architecture

01 浮御堂
唐崎神社

02 天然図画亭
居初氏庭園

03 南郷洗堰

04 浮島十三重石塔

05 澗川橋梁

06 流れ橋
(土津屋橋)

07 鍵屋

08
城北ワンド

09

10

11

12

琵琶湖
疏水

桂川

木津川

第14回学生のための 現場見学会 「(仮称) 城東区複合 施設建設工事」

本施設は区役所、区民センター（約800席のホール併設）、図書館、老人福祉センターの複合施設です。「区のシンボルとなる施設」「複合することにより交流が生まれる施設」「隣接する公園と一体利用可能な施設」をコンセプトとしています。公園の緑に呼応するような屋根形状や、緑化スクリーン・木製庇・コンクリート庇による環境対策を見える化した外観、自然素材である天然木材を積極的に内装材として取り入れたホールなど、環境と共生する施設づくりも大きなテーマとなっています。見学の見どころとしては、通常目にする事が出来ないホール、ホワイエ等の吹抜け大空間の施工状況を始め、内装工事過程、コンクリートによる複雑な形状の屋根スラブ構築状況を見て頂けるところです。

事業主 大阪市民局・福祉局・教育委員会事務局
設計・監理 大阪市都市整備局公共建築部企画設計課・日建設計
施 工 浅沼・中林特定建設工事 共同企業体

■所在地
大阪市城東区中央 3 丁目 5
■交通
京阪電鉄「野江」下車
地下鉄今里筋線「蒲生四丁目」下車

(仮称) 吹田市立スタジアム 見学会

この見学会は、建築CPD情報提供
制度認定プログラム申請中です。
(2単位)

【概要】
所在地 吹田市千里万博公園
建築主 スタジアム建設募金団体
設 計 株式会社竹中工務店
施 工 株式会社竹中工務店
敷地面積 約90,000㎡
建築面積 約25,000㎡
延べ面積 約66,000㎡
構造規模 RC造、S造、地上 6 階
高 さ 40m
竣 工 2015年 9 月
建物用途 観覧場
(サッカースタジアム)

万博記念公園内に建設中の(仮称)吹田市立スタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」の新ホームグラウンドとなる、4万人収容、国際大会対応のサッカー専用スタジアムです。サッカー界、関西財界とガンバ大阪によって構成される募金団体が主体となり、「みんなの寄付金でつくるスタジアム」という他に例のないプロジェクトを推進しています。法人・個人からの募金と助成金をもとに建物を完成させた後、それを吹田市に寄贈、ガンバ大阪が指定管理者として運営していくスキームとなります。ヨーロッパのスタジアムを参照し、ピッチとの最短距離が7mとなる3層構成の観客席により臨場感あふれる観戦環境を目指しました。その中段には、2000ものバルコニーシートを有する日本最大級のVIPフロアがあり、企業間交流など多目的な利用が想定されています。すべての席を覆う屋根は、「3Dトラス」と名付けた、たて・よこ・ななめの架構に支持されます。スパンを最小化することに加え、柱頂部に免震装置を組み込むことで鉄骨重量を従来より約40%軽量化することに成功しました。

日 時 平成27年**9月25日**(金)
13:30~16:00
定 員 40名
集 合 場 所 参加証に記載
講 師 恵本涼太郎(日建設計)
佐藤友成(浅沼組)
参 加 費 無料
申 込 締 切 平成27年9月14日(月)
※定員になり次第締め切らせていただきます。

申 込 方 法 ①催し名
②学校名・学部・学科
③学生氏名・学年
④引率者 職名・氏名
(学生のみの場合不要)
⑤参加証送付先
⑥TEL・E-mail
①~⑥を記入の上、FAX
(06-6946-6984) かE-mail
(jigyoka@aaj.or.jp) にて
お申し込みください。



外観パース

構造と意匠が融合したその形態は、選手たちが肩を組むイメージを想起させるようデザインしたものです。天然芝のベストコンディションを保つために、屋根全体を可能な限り低く抑え、南側にはガラスを採用するなど、日照に配慮しています。また芝の光合成促進を目的として、観客席下の通風口からフィールドに風が届く仕組みを設けました。エコスタジアムとして、全体を無駄なくコンパクトにつくることを基本に、LEDグラウンド照明、0.5MWの太陽光発電などの設備も採用しました。工事に際しては基礎まで含めた躯体のPCa化を実施し、省CO₂化を図るとともに、深刻化する作業員不足に対応する省人化・省力化工法を実現しています。
(大平滋彦・浜谷朋之／竹中工務店)

定 員 30名／会員優先・先着順
参 加 費 会員1,000円／一般2,000円
学生500円
申込方法 ①催し名
②氏名
③会員・一般・学生の別
④職場名または学校名
⑤住所
⑥連絡先電話番号
⑦CPDを申請される方は申請先の団体名とID番号
上記項目を明記しFAXまたはE-mailにて下記まで
締 切 10月5日(月)
申込先：日本建築協会(担当：内山)
TEL：06-6946-6981／
FAX：06-6946-6984
E-mail：jigyoka@aaj.or.jp



日 時 2015年**10月24日**(土)
14:00~16:00(予定)
受付 13:30~
講 師 大平滋彦氏・浜谷朋之氏
(竹中工務店)
集 合 現地(参加証に地図記載)
最 寄 駅 大阪モノレール：万博記念公園駅

建築と社会

Architecture and Society

08

vol.96 No.1121

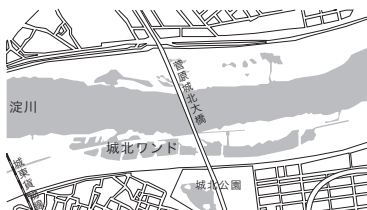
2015

特集予告

09 10
月 月
号 号
… 職
空 人
き が
家 い
と なく
向 なる!!
き オ
合 リン
っ ピ
ッ ク
と と
向 10
き 年
合 後
っ に
備
え
て

今月の表紙

城北ワンド (1874)



ワンド（湾処）とは河川岸にできた池のような場所で、淀川のワンド群は国内でも特に有名。「城北ワンド」はそのうちのひとつである。

この淀川ワンド群は、19世紀のオランダ人技師デ・レーケらによる治水工事により発生したもので、現在ではビワタナゴなどの希少種が生息する独自の生態系を形成するに至っている。チャブチャブとした波打ち際は、流れのある淀川とは趣きの異なった、穏やかな沿岸の空間をつくり出している。

時間と自然と、人の技術により生み出された希有なランドスケープである。

ワンドは、多様な生態系を育むビオトープであり、親水空間を形成する要素として、近年見直されてきている。

(多田正治)

特集： 建築の価値

目次

【総論】

建築の価値、建築と価値	土居義岳	6
-------------	------	---

【各論】

1 近代建築の歴史的価値をめぐる諸問題	笠原一人	10
2 “日本建築学会賞（作品）”の価値	大野秀敏	12
3 建築の価値を生み出すのは誰か	中谷正人	14
4 価値の転換 ～産業遺産建築の美術館へのコンバージョン事例から～	南條史生	16
5 スtock活用時代における住宅建築の価値 ～価値の再発見と再構築～	佐藤勝紀	18
6 名作住宅を住み継ぐ ～オーナーへのインタビュー～		
ケース1「浦邸」――一人のオーナーに住み続けられる建築の価値――		20
ケース2「目神山の家7」――住み継ぐ住宅・守るまちなみ――		23
7 建築の価値を「自ら見出す人々」を増やす方法	齊藤 理	26
8 景観の経済的価値	浅見泰司	28

【編集後記】

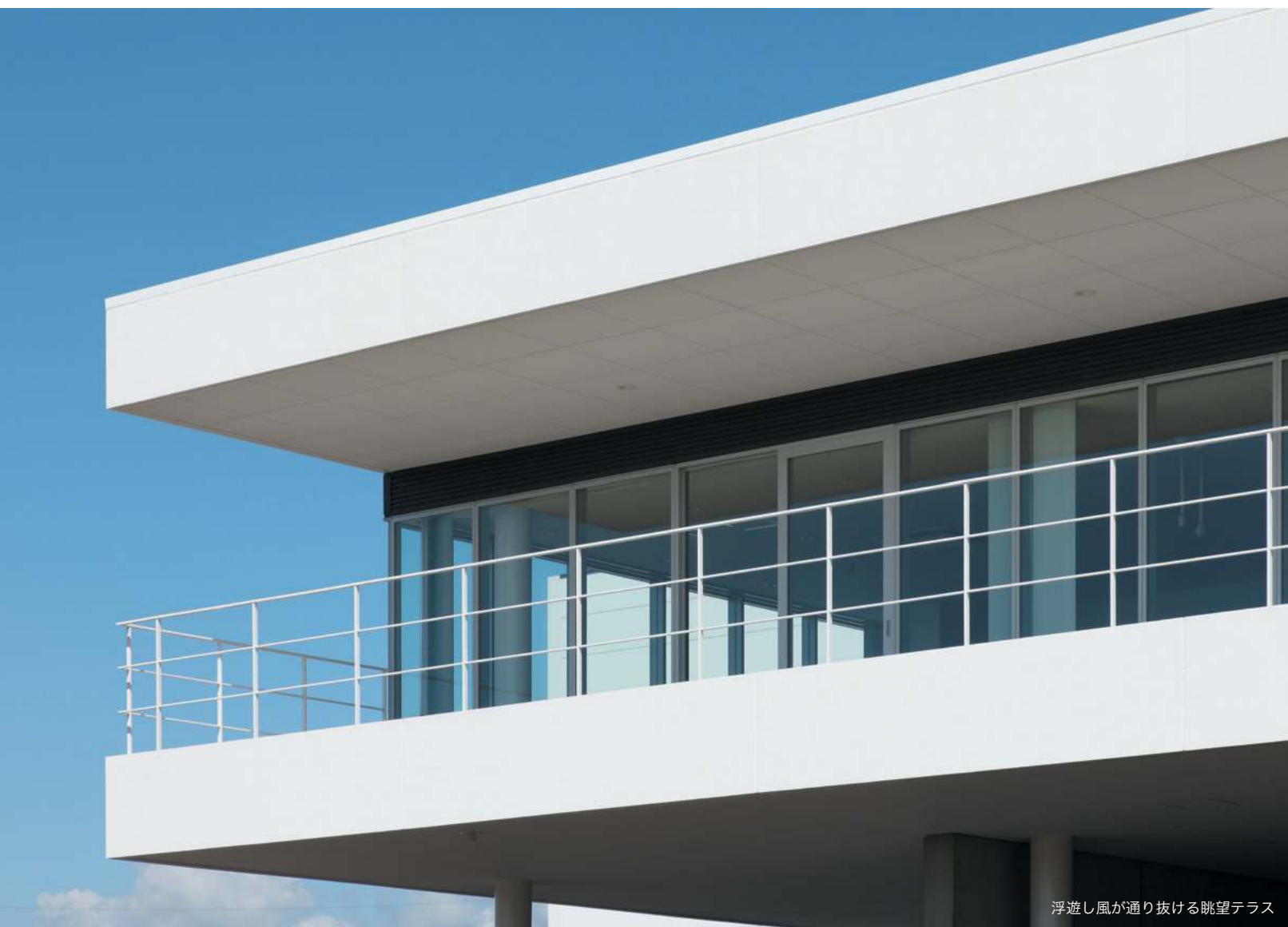
30

連載	会告	第14回学生のための現場見学会「（仮称）城東区複合施設建設工事」、（仮称）吹田市立スタジアム見学会	
	作品作風	COSMOS SENSOR CENTER	2
	gallery	おふくいち タケウチマサアキ	4
	法令コーナー	駐車場の基準値を見直し―神戸市「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」を改正― 秋田大介	31
	設備の頁	フロン排出抑制法～業務用冷凍空調機器点検義務化について～ 尹 永愛	32
	information	第16回 堺市景観賞 あなたのお気に入りの「堺」を募集、マグリット展、交流するやきもの 九谷焼の系譜と展開、くりかえしの美、本画・下絵・素描 上村松園・松篁・淳之「創造のひみつ」展 ～日本画の材料と技法～、市場館80周年 JPX 北浜フェスタ	33
	月間の動き	平成27年 6 月	35
	記事広告	確かな耐火品質と優れたデザイン性 けい酸カルシウム耐火被覆板 日本インシュレーション株式会社	36

所在地 兵庫県三木市吉川町上荒川字奥山748-7他11筆
敷地面積 54,920.08㎡
建築面積 4,590.87㎡
延床面積 8,717.11㎡
構造規模 S造、地上2階
工期 2013年12月～2014年8月
最寄駅 JR福知山線新三田駅よりバス
撮影 K's Photo Works



風に舞う鳥の姿をイメージした外観



浮遊し風が通り抜ける眺望テラス

COSMOS SENSOR CENTER

建 築 主 新コスモス電機株式会社
設 計 KAJIMA DESIGN
施工・監理 鹿島建設関西支店

ガスセンサをグローバルに展開するセンサ開発センター、自動省人化ラインによるセンサ工場、そして技術力や製品の信頼性をアピールするショールーム。この3つの機能と自然が融合する発信・開発・生産拠点の創造を目指した。

計画地は赤松林に包まれ、眼下に里山やため池・湿地バイオトープが一望できる高台に位置している。風を呼込む木ルーバー、浮遊し風が通り抜ける眺望テラス、四季の移ろいや微風を感じる遊歩道は風と呼应しながら、訪れる人や働く人に自然の素晴らしさと潤いを提供している。

緑豊かな自然環境や自然素材と先進的でシャープなフォルム・外装材、この相反する要素の組合せにより、自然と技術が調和する建築を試みた。

その景観は高台に吹く風に舞う鳥の姿をイメージさせる。

開発・生産エリアは連続ライン構成可能な16mの生産モジュールに合わせた平面計画とし、構造架構と設備供給ルートが融合する合理的な建築システムを構成することで、社会ニーズの変化やレイアウト変更に対応できるフレキシビリティを確保した。また、アウトガス対策や微振動対策を徹底したクリーンルームや恒温恒湿等、信頼性の高い製造環境を保持している。

(吉野博史／鹿島建設)



内部空間が表出するエントランスホール

自然に溶け込む眺望テラス



まち

建築

ひと

gallery

おふくいち

建築家

タケウチ マサアキ

「嶋屋喜兵衛商店」では、「おふくいち」と称する、みんなで福を分け合うことを目的とした交流マーケットを開催している。この「おふくいち」を通じて、まちに開かれた町家として、この場所を活用化させるための最善策を探っている。

「嶋屋喜兵衛商店」は、大阪市住之江区の安立商店街にある元庄屋の町家建築である。明治時代に建てられた主屋や大正時代に建てられた蔵など5つの棟が中庭を囲んで群を成している。ここをまちに開く複合的な場所「嶋屋喜兵衛商店」として始動させることを、私たちは「安立ひとつ屋根の下プロジェクト」と呼んでいる。

安立商店街には、いまでも古いまち並みが残っている。しかし、その多くは看板やシャッターによって本来の姿が隠されている。「嶋屋喜兵衛商店」を構成する建築群も例外ではなかった。ところが、「嶋屋喜兵衛商店」では、シャッターの向こう側に想像以上に豊かな光景が残されていた。主屋の内部には圧倒的存在感の土間があり、庭へと繋がる座敷には風情が感じられ、その先には風格のある蔵が存在していた。これまで2年間の歳月を掛けてゆっくりと計画を進めてきた。今後も慌てることなく、段階的に改修工事をおこなっていく予定である。現在は、前面道路と中庭をつなぐアプローチを減築によって作り出し、「まちにひらく」ための第一歩を踏み出した。

タケウチ マサアキ (たけうち まさあき)
1973年 大阪府生まれ
2002年 ウズラボ (一級建築士事務所) 共同設立
2005年 京都工芸繊維大学博士後期課程 単位取得退学
神戸を拠点として関西を中心に活動
京都造形芸術大学・摂南大学非常勤講師

撮 影：高橋恵理 (＊)
企画編集：加嶋章博 (作品作風小委員会)



減築によって中庭がまちに開かれた南側の外観



「おふくいち」での中庭の様子、奥に見えるのが主屋の縁側



「おふくいち」に来た人たちのくつろぎの場となった蔵



庭を眺める主屋の座敷からは風情が感じられる

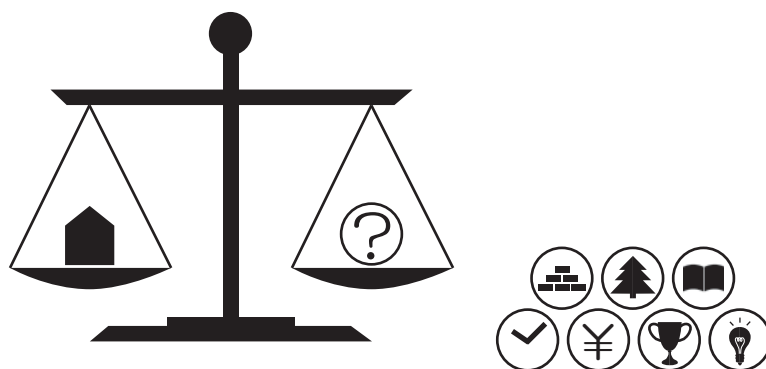


本来の姿が隠されたままの商店街側の入り口



圧倒的な存在感を示す主屋の土間 (＊)

【特集】



建築の価値

社会的背景の中で、建築の価値とは一体どのように定義されているだろうか。そこには「誰がどのように評価したか」ということが大きく影響していると思われる。賞やメディアなどからの評価により形成される歴史・文化的価値は広くイメージされるところであるが、その中で価値を認められて長く残される建築もあれば、惜しまれながら取り壊される名建築もあとを絶たない。一方で、有名建築ではなくとも愛着を持たれ守られていくような価値もあれば、資産としての経済的な価値もある。社会の中で「価値」そのものが変化・多様化し続ける現在において、そうした多様な「価値の体系」を包括的に俯瞰することによって、建築の持つ価値を探る手がかりとしたい。

編集委員 三谷 帯介

【総論】

建築の価値、建築と価値

土居義岳

【各論】

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1：近代建築の歴史的価値をめぐる諸問題 | 笠原一人 |
| 2：“日本建築学会賞（作品）”の価値 | 大野秀敏 |
| 3：建築の価値を生み出すのは誰か | 中谷正人 |
| 4：価値の転換 ～産業遺産建築の美術館へのコンバージョン事例から～ | 南條史生 |
| 5：ストック活用時代における住宅建築の価値 ～価値の再発見と再構築～ | 佐藤勝紀 |
| 6：名作住宅を住み継ぐ ～オーナーへのインタビュー～ | ケース1「浦邸」 |
| | ケース2「目神山の家7」 |
| 7：建築の価値を「自ら見出す人々」を増やす方法 | 斉藤 理 |
| 8：景観の経済的価値 | 浅見泰司 |

【編集後記】

企画 建築計画系分科会

総論

建築の価値、
建築と価値

土居義岳

九州大学大学院教授

土居義岳

1979年 東京大学工学部建築学科卒業。
1987年 パリ＝ラ＝ヴィレット建築大学卒業。
1988年 東京大学大学院 工学系研究科建築学専門課程博士課程満期退学。
工学博士、フランス政府公認建築家。
東京大学建築学科助手、九州芸術工科大学助教授をへて現在、九州大学大学院教授。西洋建築史。
著書に『言葉と建築』『建築と時間』『建築キーワード』『アカデミーと建築オーダー』など。
翻訳にピエール・ラヴダン『パリ都市計画の歴史』、ジョン・オナイアンズ『意味を担うもの』、ロビン・ミドルトン等『新古典主義・一九世紀の建築』等。

1. どのような問題設定を？

「建築の価値」という設問をいただいて難問だと思ったので、価値を計るとはどういうことか、そしてそもそも「価値」とはなにか、とわたしなりに言い換えてみる。

まず建築的価値、すなわち建築は計測される対象か、計測するための物差しそのものか、という問いをたてる。つぎに筆者の問題意識にもとづいて、建築的価値があるとする、それは生産の論理によるのか、交換の論理によるのか、という問いをたててみる。

2. 建築は計測される対象か、計測するための物差しそのものか

価値なるものを論じるとき、論理構造的には、その価値を「計るための基準」と「計られる対象」にわけることができる。たとえば貨幣は基準であり、商品は対象である。

建築は、とくに古い建築は、歴史性や芸術性において価値があると判断される。だから計測される対象である。

これは当然のようで、そうではない。たとえば建築の芸術的価値というと、建築という対象を、芸術という物差しで計測していることになる。では対象を入れ替えて、芸術の芸術的価値とか、絵画の絵画的価値とは、ふつうは言わない。芸術作品は、芸術的尺度で測られるのである。これは自律的である。建築を、芸術的尺度により判定する。これは他律的である。建築はより上位にあると思われる「歴史」や「芸術」によって計測される。この他律的な価値判断がみられるのが、日本の重要文化財（建造物）や登録文化財などの文化財制度である。

だからひとつの思索として、「芸術的価値」や「歴史的価値」のようないいかたで、「建築的価値」という尺度があると仮定してみる。しかし、そこでgoogle検索してみると、「建築的価値」と五文字連続熟語で登場する類例はほとんどない。

参考としてフランスには、古建築保存制度をも含む包括的な『遺産法典』があり、ある時期、歴史的建造物は歴史的そして建築的価値において保存されるという条文があった。最近遺産概念が変化してきたようで、数年前の改訂版では、歴史的そして芸術的とやや

後退したようであるが。

英語圏では『建築的価値を判断する』（William Saunders, Judging Architectural Value, 2007）といった文献がすこしまえに出版されている。論考は多岐にわたっているが、全体的印象としては、インターナショナル、未来派、ポストモダンといったスタイル名が、そのまま価値判断の基準とされているようだ。だからMoMAのインターナショナル建築展は、「国際様式」がこれから流行るであろうという予測にとどまらず、いくつかの指標を出して、このスタイルを価値基準とすべきだご神託をしているようなところがあった。だからその様式が広まったのは、予想が当たったというのではなく、ミュージアムという権力の指示に、建築業界がおおむね追従したのだ、というように解釈すべきなのである。自由の国アメリカはときに統制的に見えるのだが、そのような構図があるようだ。

そう考えてみると、日本人にとって、主義やスタイルはやはり外来のものであり、内発的なものではないので、価値判断の基準にしては相対的に弱いという印象である。建築家などが、建築について思念し、思索し、手で構築し、技術を展開し、といった建設にかかわるさまざまな営みが、それぞれ創造的であり、価値あるものと認定されることへの道を考えてみてもいいだろう。

だから「建築的価値」という言葉の意味は大きい。建築を評価するために、文化、芸術、歴史などといったこれまでの上位の審級に頼らなくともいいからである。

3. 建築の価値は、生産の論理によるのか、交換の論理によるのか

柄谷行人は『世界史の構造』のなかで、生産から交換へのパラダイム転換を主張している。これはそのまま建築にも妥当するようになる。建築は、おおまかにはそれぞれの時代のイデオロギーをそれなりに反映してきたからである。

3.1. 生産の論理

建築における生産の論理を反省的に回顧してみよう。産業革命が近代建築の誕生をうながしたというベヴスナーの歴史観はその典型ではあるが、おおもとは19世紀のラスキン、

ヴィオレ＝ル＝デュク、ゼンパーである。

ラスキンの『ヴェネツィアの石』（1851－53年）は、手作りの職人共和国としての都市物語である。石という、生産の手段にして目的であるものの物神崇拜である。さらにイギリスにおける中世主義、ウィリアム・モリスのアーツアンドクラフト運動の理論的支柱のひとつとなった。だから、生産の理論のもとづくものとして強調されすぎている。

ヴィオレ＝ル＝デュクの中世建築理論もまた、中世教会堂をひとつの論理体系として観念的に再構築するというその思考方法において、構築的であり、生産の側によっている。その修復理論もそうであり、過去のある状態への回帰ではなく、最初の建設者の頭脳のなかにあった理想的建築の姿を、不完全で劣化した現状の建築物から遡及的に復元し、その過去にあったとする理想的建築の姿をこれから回復しようとする。過去の建築家と現在の修復家＝建築家による、共同の、理想的姿の生産である。もちろんそこに過去と現在の建築家どうしの通信という経緯は潜在的にあるものの、それには注目されない。

さらにゼンパーは『様式論』（1861、63年）や『建築の四要素』（1851年）などで、職人と素材の最初の出会い、あるいはテキスタイル、石工、大工などのいわば原技術へ、建築を還元する。これも典型的な生産の論理であった。このスタンスはやがてバウハウスの教育体系にそのまま引き継がれる。ケネス・フランプトンの『テクニク・カルチャー』（原著1996年）は、その発想を「結構」というかたちで、より建築的な言語化をはたしている。フランプトンは意図的にゼンパーへの先祖返りをしている。

こうした19世紀における生産論的な発想から、近代における素朴な合理主義、機能主義が生まれる。「形態は機能に従う」とは、建築産業が機能的要請により建物を生産するという意味であり、その生産プロセスのロジックなのである。

ちなみに20世紀の建築理論は、そもそも近代への批判を内包しているので、旗色はかならずしも鮮明ではない。ロバート・ヴェンチュリーの『建築の複合と対立』（1966年）は、建物を建設意思の結果としてのみとらえ

るのではなく、複合的なプロセスの所産として、その評価軸の立て方に腐心している。レム・コールハースの『デリリアス・ニューヨーク』（1978年）は、新自由主義経済の消費都市論であり、生産概念は主導的ではない。クリストファー・アレグザンダー『パターン・ランゲージ』（1977年）は、ワークショップ参加者が環境を構成している要素を記号化し、その記号を交換することを想定している点で、一步前進している。

しかしジェイン・ジェイコブズの『アメリカ大都市の生と死』（1961年）は逆説的で、機能主義的あるいは大量生産的ではない、多様な市民の主体的な創造性に着目しているという点では、近代批判的ではあるが、アダム・スミスの国富論の系譜を批判的に受け継ぎ、富はなにから生まれるかという形而上学を考えている点で生産の論理の側にある。だから20世紀の建築論は全体としては過渡期であり、そこでは首尾一貫性よりもむしろ、批判、迷い、揺らぎ、既成概念の人工性などが訴えられている。

このようなトレンドから、建築の価値にとって、交換様式が重要になりそうなのが予想できれば、そこから反省して、近代の建築理論などに限界があったことがわかるであろう。つまり世界はインフレ・トレンド時代の生産論理から、デフレ基調時代の交換論理にすこしずつ移行してゆくことが予想されるのである。そのなかで20世紀の建築理論は、長期にわたる移行期の迷いをみせていたのではないか。

もちろん生産理論にはパラドクスがある。21世紀の生産力、建設能力は、20世紀とは桁違いに向上している。だから生産は、量でいえば向上している。しかし、だからこそ、生産力を向上させるべきというモチベーションは低くなる。そもそも20世紀は、需要過剰、生産力不足、だからつねに不足であり、インフレ状況であった。最小限住居を考案し、大量生産と、市民概念の均質化をおこない、供給力を増さねばならなかった。しかし21世紀は生産過剰にして供給過剰なのである。だからデフレである。生産力そのものは桁違いに増強されているからこそ、供給が需要をうわまわる。だから生産の切実さが感じられない。

そういう逆説が生まれる。生産力の飛躍そのものによって、生産の論理は相対的になる。

3.2. それでは交換の理論とは？

生産も交換もつねに存在する。21世紀も同様である。しかし交換の論理は注目されず、注意もされてこなかったのが、建築の交換的価値といってもただちに想像できないかもしれない。そこで、筆者はたまたま西洋建築史が専門であるので、歴史的な題材をいくつかあげて、イメージを例示してみよう。

たとえば17世紀パリのドーフィヌ広場計画は、「贈与」の都市計画である。自治都市が自治できたのは、直上の領主ではなく、より上位の王権が都市の特権を保証したことによる。そして王室は、都市とは区別された法人格として、もうひとつの法人格に関与してゆく。その手法が贈与などの交換であり、その成果物は、市壁などの安全保障施設のみならず、住宅や商業施設と一体となった広場などの都市空間なのである。かくしてアンリ4世は、高等法院部長評定官シル・ド・アルレに、現在のシテ島西先端の土地を与え、そこに王室建築家が設計した図面に準拠して、建設させた。この場合、地所の贈与とは、開発命令である。命令されたアルレは私財をなげうって土地投機にのりだす。そこから利益を得ることが許されるのだが、事業での損失をも受け入れる。すなわち贈与とリスクは表裏一体である。王権は、土地の贈与という、計算できる最初の定額支給そのものは負担するものの、以降のリスクは市民にとらせる。同じように国王ルイ13世は、サン＝ルイ島の土地全体を建設業者クリストフ・マリに提供し、60年間の営利行為を許可し、開発をまかせる。ルイ15世は、18世紀、パリ市に王宮のすぐそばの地所を市に提供し、そこに広場を建設させた。革命ののちコンコルド広場となる。パリ市は、王からの贈与を期待してプロジェクトを提案したのであった。

フランス革命以降の歴史的建造物制度の誕生は、贈与にして「収奪」の産物である。この歴史的建造物、今日の文化遺産の制度は、そもそも国家による収奪行為にもとづいているという事実は、あまり意識されないし、専門家たちは知っていながら前史というような背景に片付けている。しかし大革命において

国家は、教会と亡命貴族の土地、建物、財宝など財産はすべて没収し、国有化した。ちなみに「国有財産」という概念は、まずこの没収された資産を意味する。そののちこの概念が拡張された。とにかく世俗権力とともに教会は領主であり特権階級であり、革命派にとっては憎悪の対象であり、ローマ教皇をなん人も送り出したクリュニ修道院などはほとんど取り壊された。そのようにして国有財産化された教会等資産は、土地についていえば、パリ市街地の1割ほどを占め、都市再整備のための好機をもたらした。ヴァンドーム広場の一帯や、リヴォリ通りなどが整備された。

しかし膨大な土地や建物は、管理されないものも多く、民間に払い下げられた修道院などが工場や倉庫に転用されるなど、メンテナンスされずほとんど放置された。建物はしだいに劣化していった。この状況を憂えて、プロスペール・メリメとヴィオレ＝ル＝デュクが古建築保存にのりだした。ただこの歴史叙述には、観念の歴史が並行していることを指摘しなければならない。この介入がなされたのは、そのまえに共和派の作家ヴィクトール・ユゴーの『ノートル＝ダム・ド・パリ』や、王党派の作家シャトーブリアンの『キリスト教精髄』などから、教会堂はフランス国民が共有する文化遺産であるという理念が育っていったからである。この流れがフランスにおける古建築保存の本流となってゆく。

以上をまとめると、教会財産が国家財産化をとおして国民財産化された。すなわち資産が、教会、国家、国民という順番に、「収奪」というプロセスを含みながら「移譲」され「贈与」されていった。文化財化してゆくプロセスとは贈与のそれなのである。

だから今日の遺産という言葉は、いいえて妙である。キリスト教団体がそれまでの土地財産をもちつづけていれば、それが国民的過去を意味するなどという価値の創出は不要であった。しかしその財が、広い意味での交換の下位概念である、収奪、没収というプロセスをへることは、言い換えれば、所有の変更である。民法上は親から子への所有権の変更を意味する遺産は、社会的文脈においても所有権の変更、そして交換という原義を失わないのである。

「交換」により建築が成立するという3つめの例は、20世紀初頭のいわゆる社会的住宅である。イギリスであれ、ドイツであれ、オランダであれ、19世紀の住宅産業は民間産業でなければならなかった。19世紀の自由主義経済において、国家や自治体が住宅政策などというものに手をつけるのは、端的な民業圧迫であり、とうてい許容できるものではなかった。しかし格差が進み、2月革命、パリコミュンなどをへて、工場経営者の篤志家やキリスト教団体による慈善事業はあったものの、基本的にマーケットの論理にまかせていたのでは良好な住環境を多くの労働者に提供できないのはあきらかになった。そこで20世紀になり住宅供給への公的介入が大胆になされた。アムステルダム南部地区、ドイツのジードルンク、赤いウィーンといわれた両大戦間の住宅政策、CIAMの最小限住宅研究、などである。そしてこれらは、国家による富の再分配である。税金を、貧しい階層の人びとが住むための住宅建設に投入しようというのは、社会全体が、富の集中ではなく再分配を認めたからなのである。これもまた交換の様式であり、富裕層が労働者から一方的に収奪していたのを改め、国家が公権力で富裕層から富を収奪し、貧民層に贈与するという再分配をしているのである。

このような贈与、収奪、収用、富の再分配は「交換」のさまざまな形態である。もちろん、今日もっとも一般的な形態は、貨幣によって土地や空間を購入する、抽象的な等価交換であり、基本的にはマーケットの論理においてそうなされる。しかし今日、支配的な大多数であるとはいえ、贈与、収奪、収用、再分配といった交換の諸形態と、理論的には、横並びである。だから近代批判のときにしばしば強調された、建築や空間が、貨幣という数量的一元的指標に還元されることを批判するのは不徹底であったといえるであろう。その交換様式であることそのものは否定されるべきではない。そうではなく、金銭的交換を交換様式一般に拡大し、金銭的ではないさまざまな交換様式があることに希望をもたねばならない。

3.3. 建築におけるさまざまな交換様式

建築界におけるいくつかの特徴的な営みは

さまざまな交換のそれとして解釈できる。

たとえば「批評」は一種の贈与である。批評は、原稿料により酬われることはあるが、批評対象との関係では、言葉を贈るが、見返りはもとめない純粋な贈与である。ただこのように無償で営めることにより、評者は対象よりも上位にみずからを位置づける。MoMAは、展覧会キュレーションにより、作品を選ぶという権威と権力をもつ。しかしこれもフィリップ・ジョンソンが私財でキュレーターを務めるなど、見返りをもとめない超然とした立場であったからこそ、無償の贈与だからこそ、上位にたちうるのである。いっぽうかつての新建築問題のように、日本の建築メディアは企業依存的であり、純粋な贈与はできない。だから超然とした影響力を行使できない。それは構造的な難点でありなかなか克服できない。

建築ストックを再活用するリノベーションなどは、所有者や使用者が交替することがあるので、これも交換である。このとき前所有者が付加価値をつけて交換すれば、モノの単純な交換ではなく、価値の交換となる。俯瞰的にみれば公的な文化財と、民的なストック交換は、構造的には同じである。しかし公は文化を、民は営利を指標とする。そこに適切な中間解はできないのだろうか。すなわち不動産業もまた、利潤の99%は営利にあて、残り1%を文化財支援にあて、その部分には免税制度を期待する、などである。

おなじように近代住宅の名作は、凍結して保存するわけにもいかず、生きられた住宅でありつづけることが望ましい。アメリカでは、ミースのファンスワース邸がイギリス貴族により所有されていたり、カーンの住宅も競売にかけられていたり、絵画オークションで落札されているような仕組みで、名作住宅が扱われていることもあるようだ。日本でも資産家が、文化財的価値のある住宅の保存について自治体を動かしたという事例がある。これなどは個人資産家と名作住宅のマッチングという意味であり、そこでも趣味と資産のある個人と名作群の間の交換である。

経済的価値ということでは、建築などを金銭などに換算するのは、文化を標榜する側からすると、あまり気持のいいものではない。

あらゆる定性的評価（文化などとして）は定量的評価（購買価格として）に換算されるので、最終的にはウィンウィンの関係であるべきであろう。このことは画商の世界ではすでに確立している。あるいは交換原理をもとめることは、不可避的に、貨幣による計量をさけられない。さらに建築空間の債権化、すなわちリートは、共同所有の一形態であり、所有権の交換はとてもフレキシブルである。いっぽうでナショナル・トラストなどといったものも、志は異なるが、一種の共同所有であり、構造的には似ている。こうした原理がすこしずつ広がってゆくと、戦後の政策もかわってゆくかもしれない。すなわち戦後政府は、個人地主を育成しながら、これら零細地主たちに私権を主張させて公共事業の展開を減速させるという、自作自演の矛盾を演出していた。所有に固執するというこうした従来の風潮が改まれば、適切に交換しつつ空間ストックと社会的総需要の適切なマッチングも可能となるであろう。「価値」とは、この交換活動にとっては不可欠の基準である。

以上のことはあなたがち夢物語ではなく、生産経済にたいして地代経済、相続経済が無視できないものになりつつあるという指摘（中山智香子『レントがひらく可能性』atプラス、23号、44-55頁）からすれば、建築への反映も考えるのは、あなたがち妄想ともいえない。

ところで生産から交換へとパラダイム転換するとしても、それを支える理論を構築するのはこれからである。ラスキン、ヴィオレール＝デュク、ゼンパーらの理論は時代や現実を超越しており、いまだに堅固である。20世紀の建築理論はそれらへの注釈、批判であったにすぎない。だから21世紀の交換建築理論をうちたてようとしたら、これら19世紀の巨人たちに対抗できるようなものでなければならない。こうした作業は、魅力的とはいえ、難工事ではある。挑戦すべき大目標というべきであろう。

4. 「建築界」の自己言及と新たな建築論へ

冒頭で述べたふたつの観点、すなわち建築的価値と交換パラダイムは、相関していることはもはや説明を要さないであろう。価値を

測定してこそ、交換は成り立つし、それはこれまでの生産パラダイムのみではない新しい世紀の価値観となるであろう。

そこで原点にもどって、だれがどのように価値を計測するのか。絵画が絵画的価値体系によって測定されるように、建築も内在的価値体系によってそうされてもいい。

これと真逆なのが、歴史的価値という場合に、いわゆる「歴史の淘汰」をへてこそ本物の遺産だというような考え方である。専門家ですらそう考えることもある。この歴史淘汰理論こそ、開発や、災害や、所有者の没落とといった外在的因子に価値判断を委ね、そのけっか、建築の内在的価値を無視する自傷的行為である。欧米では築10年もたっていない名作が文化遺産に指定されることがある。日本では制度的に50年たたないと文化財として登録できない。年数が歴史であるというこの立場は、そもそも現代的価値と歴史的価値は区別され、たがいに排他的概念であるという摩訶不思議な信念にもとづいている。日本には近代派と伝統派の対立があり、それが異なる価値体系を生んでいるばかりか、その対立がそのまま制度化され、制度を運用しているあとの世代の人びともそのことに気がつかない状況になっている。

ここで話は飛躍するかもしれないが、自律的な「価値」の育成には「建築界」のそれが欠かせないはずである。価値を相互に認証するアソシエーションが「建築界」である。これは基本的に同職組合的である。この同職組合的なものがときに閉鎖的になったり、ときに地域言語を生んでしまったりということは、一時的に困ったことのように思えても、長期的には悪くないと思われる。それは自由な市民社会であるからこそ形成される、自律的なアソシエーションなのである。このようなことを西洋は19世紀になしとげ、そのなかで職能を確立させた。いわゆる近代化、産業化にともない、産業界が形成され、よりひろく業界ができ、そこで会合、機関誌、諸団体が分節化されていき、固有の世間や文化、言語、そして価値観が誕生してゆく。その次のステップとして、言語化、普遍化をめざせばよい。イギリスのRIBA、フランスのアカデミー、アメリカのMoMAはそれぞれ重要な組

織であるが、各国ではそのさらに外側に、より広範に産業、研究、職能など、より全般的な建設業界をふくんだ、ひとつの「建築界」が構築されたということなのだ。それらは地域的そして歴史的な事実として形成された、そのプロセスが重要なのである。

個人的なことだが、日本建築学会の某賞選考の経験をさせていただいた。学会賞は、もともと学会内の相互評価なのだが、転じて、あるいは発展して、社会にたいする学会の自己評価となる。建築界が実体としてあり、発展するには、むしろ後者がもっと重要になる。それは学会というものの意義にとどまらず、建築を評価すること、建築の価値を示すこと、そのものに繋がるからである。そして選考すること、賞を授与することにとどまらず、いかなる価値を発見できたから授与するのかという選定の理由を積み上げてゆくことが、建築の内在的で自律的な価値を構築することになるはずである。そういう意味で、選定理由書なども、現行の事務的なものにとどまらず、それそのものが一種の建築論になりうるようなものであってもいいのかもしれない。

おそらく価値と交換は、即応的に成立する。2世紀3世紀と継承された建築とその空間は、投資対収益とか、収支決算を超えた、過去からの贈与のようなものであろう。私たちが建築論を展開するとき、それは必然的に過去と現在とのあいだのビジョンの交換のようになっているはずである。交換という概念を、ひとつの整合的な体系を超えた地点で、異なる体系どうしのあいだの課題としたとき、建築は違う展開を見せるのかもしれない。

（どい よしたけ）

近代建築の歴史的価値をめぐる諸問題

笠原一人

京都工芸繊維大学助教

笠原一人

1970年 神戸市生まれ。

1998年 京都工芸繊維大学大学院博士課程
修了博士（学術）

2010-11年 オランダ・デルフト工科大学客
員研究員近代建築史・建築保存再生論専攻。
共著に『近代建築史』（昭和堂）、『関西のモ
ダニズム建築』（淡交社）、『村野藤吾の住宅
デザイン』（国書刊行会）、『村野藤吾ーやわ
らかな建築とインテリア』（大阪歴史博物
館）、『建築家本野精吾展』（京都工芸繊維大
学美術工芸資料館）ほか多数。

2015年 日本建築学会賞業績賞・日本工学教
育協会工学教育賞受賞。

はじめに

筆者は、近代建築史や建築保存再生論を専門とし、大学でその研究・教育に携わっている。また社会的活動として、日本建築学会やDOCOMOMO Japanの近代建築の保存に関する活動で主査や幹事を務めている。解体の危機に瀕している歴史的価値の高い建物があれば、「保存要望書」と呼ばれる書類を作成し、所有者に届け、その価値を認識してもらい、保存活用への足掛かりを作るという活動を行う組織である。

近年日本では、解体の危機に瀕する近代建築の事例が増加している。近代建築は、淘汰の激しい都市部に建っているものが多く、また保存のための制度が不十分であるためだ。日本建築学会近畿支部では、2013年度からの2年間に10件もの近代建築に関する「保存要望書」を提出した。かつてないほどの頻度であるが、全体の保存が決定した建物は、わずか1件（西脇小学校木造校舎）に過ぎない。無力さを感じるが、提出しなければ解体される可能性はより一層高まるため、保存活用の可能性に賭けて活動している。

本稿では、そうした活動の中で向き合うことになった近代建築の歴史的価値の問題について、日本や筆者が親しんでいるオランダの事例を挙げながら論じてみたい。

多様化し曖昧化する歴史的価値の評価軸

そもそも建築の歴史的価値とは何か。難しい問題だが、ここではシンプルに「建物の竣工後、時間の経過に応じて付与される価値」としておきたい。それは不可逆的なもので、建物が失われると、取り戻すことができない価値であることを意味している。これは当然のことにように思えるかもしれないが、近代建築の歴史的価値を見出す作業や、その価値が失われないように維持していく活動は、様々な問題を孕んでおり、当然のことが当然にならない状況にある。

例えば、近代建築の歴史的価値を適切に見出すことは、その評価軸や視点が多様化しており、次第に難しくなっている。よく知られていることだが、世界遺産などの選定の際に建物の歴史的価値を見出す重要な指標として、

「オーセンティシティ（真正性）」という概念がある。オリジナルの価値、あるいは歴史的価値がどれほど維持されているかを捉える概念である。1964年に採択されたヴェネツィア憲章で最初に登場し、その後、その評価軸としてデザイン、材料、技術、環境の4種類があるとされたが、1994年の奈良ドキュメントの採択に際して、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性などと評価軸が定義され直した。時代と共に評価軸が多様化し、また曖昧な概念が増えていることが窺えるだろう。

これらは近代建築に限らず建築一般に関する歴史的価値の評価軸であるが、いわゆるモダニズム建築になると、設計者の意図や空間性、ガラスによる透明性など、その評価軸はさらに増える。形として残らない出来事、施主や職人といった人間関係まで含めて評価し始めると、歴史的価値の内容はとめどなく広がっていく。そんな中で、歴史的価値を適切に見出すという困難に向き合わなければいけないことになる。

歴史的価値の不可逆性

もう一つ、建築の歴史的価値を見出す際に気を付けなければいけないのは、それが事後的に付与された価値であり、建物が建てられた当時の価値とは異なることであろう。これも当たり前のことのように思えるが、実際には2つの価値が混同されて、歴史的価値が損なわれることがある。

オランダを代表する建築家Th.G.リートフェルトの戦後の代表作の一つ、ソンスベーク・パビリオンはそんな事例の1つである。1955年にオランダ・アーネムのソンスベーク市立公園で開催された国際彫刻展の野外展示場として建てられたもので、展覧会終了後に解体され、その後1966年に現在のクローラー・ミューラ美術館の庭園に再建された。しかし2010年に老朽化を理由に解体され、全く同じデザインで材料を刷新し技術的に改良された建物が、すぐさま同じ場所に再建されたのである（写真1・註1）。

この2010年の解体と再建は、オランダ国内でモダニズム建築の保存や歴史的価値の維持に関する議論を巻き起こした。建物を解体

し再建したのは、美術館とリートフェルトの弟子であった建築家ペルタス・ミュルダーであるが、彼らの言い分はこうである。リートフェルトは生前「空間」を重視していたため、材料は刷新されても、オリジナルと同じ「空間」が維持されていれば問題ない。またリートフェルトは生前、常に技術の改良を求めている。その意思を継いで、同パビリオンも恒久的なものとするべく技術的に改良して再建すればよい。リートフェルトの生前の思想や意図を汲み取って、解体し再建することこそが、この建築のあるべき姿だというのである。これに対して、建築史家や建築保存の専門家からは、材料のオーセンティシティや歴史的価値が失われ、レプリカ、すなわち偽物が建てられたとして、非難が相次いだ。



写真1 ソンスペーク・パビリオン（2010年再建）

これは、多様化する歴史的価値の評価軸を悪用し、歴史的価値と建てられた当時の建築家の意図やデザインの価値を混同したために生じた誤謬だと言える。歴史的価値とは不可逆的なものであり、制作者の手から離れ、制作とは異なる文脈に置かれ、その中で付与されたものである。歴史的な建物を保存するための論理は、制作の論理とは根本的に異なる。この混同を許せば、歴史的価値は容易に失われることになる。

この問題は、近代建築に特有のものである。なぜなら近代建築は、建築家本人や直接の弟子、すなわち制作の当事者が存命していることがあり、制作の論理と保存の論理が混同されやすい状況にあるためだ。近代建築の歴史的価値を見出す際の、もう一つの困難を物語っている。

歴史的価値の維持の困難

前述のように適切に見出すことが難しい近代建築の歴史的価値だが、それを実際に維持するには、また別の困難が伴う。現実の社会の中で歴史的価値がスムーズに受け入れられないという、社会の制度や仕組みの問題である。

例えば、文化財にする際の所有者の同意の問題がある。日本では、歴史的価値のある建物を文化財にするには、所有者の同意が必要である。文化財保護法では明記されていないが、運用上、所有者の同意を得ているようだ。だが、淘汰の激しい都市部に建っていることが多い近代建築の場合、所有者は文化財にすることに同意しない。いつでも解体し建て替えられるようにするためだ。つまり同意を得ることが必要な制度である限り、近代建築の歴史的価値が著しく損ねられる可能性が高くなる。

それに対してヨーロッパでは、一般に同意は不要だとされる。実際には、オランダでも所有者の同意を取るというが、Rijksmonument（国の記念物）が日本の重要文化財に該当すると考えると、件数だけで日本の約20倍存在する。国の規模を考慮すると実質日本の200倍の密度で文化財が存在していることになる。所有者よりも国の意向が優先され、多数の文化財の指定につながっている様子が窺えよう。高々100年程度しか生きることができない所有者が、個人的で勝手な判断により、歴史的な建築を改変・解体すべきではない、と言うオランダの文化財関係者もいる^{（註2）}。日本では、所有者の所有権が過度に優遇され、そのため建物の歴史的価値を維持することが困難な環境となっているのである。

また近代建築には、歴史的価値の浅い、いわゆる「ヤング・モニュメント」をどこまで認め保存の対象とするか、という問題もある。日本では、建設から50年以上経っているものが文化財として指定されるという「50年ルール」に従っている。それは欧米でも同様だが、イギリスは「30年ルール」が運用されてきた。ところがこのルールでは、戦後の優れた建築が対象外になる。そこでオランダでは、近年「0年ルール」の運用を始めた。つまり今年竣工した建物でさえ、文化財的価値があると見

なされれば、文化財に指定することができるのだ。それは歴史的価値がなくてもよいことを意味しており、歴史的価値とは何かを問う興味深い制度であるとも言えるが、いずれにしても近代建築の歴史的価値を維持する制度は、世界的に見ても十分に整備されていないことが分かるだろう。

おわりに

筆者は保存原理主義者ではない。したがって歴史的価値の高い建物を改修（リノベーション）し活用することを否定しない。それどころか、ヨーロッパの歴史的建築の改修の事例には魅力的で学ぶべき点が多いと考え、積極的に紹介してきた^{（註3）}。

ただ、不可逆的な歴史的価値に何らかの形で介入しそれに手を加えるには、明確な理由や優れた方法論、高い技術などが要る。歴史的価値を適切に理解し、それを維持できるように建物を改修し活用するための教育や職能の確立も必要になるだろう。

建築の歴史的価値を適切に見出し、それを十全に維持できるような環境を生み出すには、まだまだ課題が山積している。

註

- 1) 笠原一人「保存をめぐる評価指標の多様化—オランダにおけるゾンネストラール・サナトリウムの修復とソンスペーク・パビリオンの再建から考える—」、『日本建築学会大会（東海）建築歴史・意匠部門パネルディスカッション資料』、日本建築学会、2012年、pp.13-20
- 2) 「オランダ調査聴き取りメモ（要旨）」、『建築物の保存とまちづくりを考える—どのような建物を、どのように保存するか／近代建築を中心に—』、近畿弁護士会連合会公害対策・環境保全委員会、2014年、pp.146-160
- 3) 笠原一人「オランダ・リノベーション建築の現在」、『新建築』、2011年4月号、pp.151-154／笠原一人「建築保存のポリエドール—ヨーロッパに学ぶリノベーションの技法—」、『建築ジャーナル』（全24回）、2012年1月—2013年12月

（かさはら かずと）

“日本建築学会賞(作品)” の価値

大野秀敏

建築家・都市計画家

大野秀敏

東京大学大学院修士課程修了、博士（工学）
横総合計画事務所勤務の後東京大学で研究教育に従事。助手、助教授を経て、東京大学大学院教授。2015年3月に退職。現在、東京大学名誉教授。アプルデザインワークショップ代表取締役所長。著作は、『建築のアイデアをどうまとめていくか?』（2000）、『シュリンキング・ニッポン 縮小する都市の未来戦略』（2008）など。建築作品はNBK関工園 事務棟・ホール棟、YKK滑川寮、旧門司税関改修、鶴飼い大橋、フロイデ彦島、YKK健康管理センター、東京大学数物連携宇宙研究機構棟など。日本建築学会賞（作品）、JIA新人賞、日本建築学会作品選奨、建築業協会賞、ベルカ賞など受賞。

建築学会賞（作品）は日本の建築賞のなかでもっとも長い歴史をもち、もっとも権威ある建築賞と位置づけられ、その受賞作品は、その時代を代表する作品が選ばれていると考えられていると言って良いだろう。また、受賞経歴は建築家の輝かしい勲章と認められている。全体的に見れば、こういうことになるが、各年度ごとには、結果にいろいろ疑問もあるかもしれない。どのように権威は作られるのか？本稿では、この疑問に答えるために、建築学会賞（作品）がどのように選ばれ、どのような傾向があるのかを、2年度に亘る私の審査員としての経験と過去の受賞作品の傾向の分析を試みてみたいと思う。

選考対象

どのような建築物が受賞対象作品となるのだろうか。まず、知っておかなければならないことは、ある期間に竣工した全建築を建築学会が調査して選んでいるわけではない。建築学会員が推薦または応募した作品、つまり、自薦か他薦の作品だけが対象である。とにかく手を上げないと受賞できない。

次に、どういう建物が表彰されるか。それには、応募規定を見ればよいが、それは、学会のホームページに載っている。そこには、「国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の単独の作品であり、社会的、文化的、環境の見地からも極めて高い水準が認められる独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品を対象とする」とある。まず、単独の作品でなければならない。これはどういうことかという、1995年度までは、「一連の作品」という受賞があった。つまり、ある建築家の複数の作品を群として見て表彰していたのである。別の表現をすれば、業績を表彰していたのだが、このようなことはしないで、個々の「作品」だけを評価すると言っているのである。この規定は、学会賞の共通規定にある、「かつて同一部門の業績で受賞した者への重賞はなるべく避ける」とも関係してくる。というのは、業績を評価し出すと、実績のある建築家が圧倒的に有利になってしまうからである。建築の創造は数学や将棋の様に若さが物を言う分野というより、

むしろ経験が物を言うところがある。加えて、設計を受注しない限り作品は出来ないから、年長者の方が受注において有利になり、若者が受賞対象になりにくくなってしまう。従って、学会賞は、その年にできた一番良い作品を表彰する年度大賞ではない。

「年に三件程度」という制限と「適当な業績がなければ表彰しない場合もある」という条件もある。これは、推薦された作品の上から3作品を選ぶのではなく、絶対評価で厳選をしようという姿勢を示している。実際にも、新制度になって66回を数えるが、そのうち5回が該当無しであった。ただ、あまり審査基準を高くしすぎるとしょっちゅう該当無しということになりかねない。審査員には学会賞の受賞経験者が入るので、どうしても後輩には辛めな評価をする傾向があるかもしれない。また審査員は定期的に交代するので、絶対評価といっても評価基準を固定しにくい。そこで実際の運用では、「該当無し」は止むに止まれぬ判断にしたいという暗黙の了解があり、「該当無し」はいわゆる苦渋の決断でなければならない。

重賞を避けるとは言っているが、禁じてもないから、新人賞でもない。ただ、円熟味や総合性より、「独創性」や「時代を画する」という評価キーワードに、学会賞の意気込みが感じられるが、実際の審査では、この辺りのバランスが難しく、議論の中心になる。

審査員

さて、賞の性格を決める上でもっとも重要なのは、誰が選ぶかである。現在は、審査は10名で行う。委員は2年任期で交代である。氏名は予め学会のホームページに公開されている。構成は、いわゆるプロフェッサーアーキテクト、アトリエ系の建築家、大手組織事務所の建築家、建設会社に属する建築家、構造、設備の専門家、歴史や都市計画まで含めた大学研究者などで、関連する分野から広く選ばれてバランスが意図されている。これは、新制度第一回からの傾向であるようだ。第一回の顔ぶれを見てみると、部会長は堀口捨己、幹事は丹下健三、委員は伊藤滋*以下、今井兼次、岸田日出刀、蔵田周忠、小坂秀雄、佐藤武夫、島田藤、谷口吉郎、前川國男、村野

藤吾、森田慶一、山田守、吉田鉄郎、吉田五十八の16名のオールスターキャスト的な布陣であった。人数は今より多い。バランスということからすると建築家（プロフェッサー・アーキテクトを含む）に偏って見えるが、戦中に現東京建設業協会の理事長を務めた島田藤も入っているし、一方で、未だ大手組織事務所も建設会社に属する建築家も育っていない時代であることを考えると、その時代としてはやはりバランス指向と言っていだろう。16人であれ10人であれ、一家言をもった多数の審査員はどのようにして審査を行っているのだろう。現在は、最初に応募書類をみて現地審査対象作品を選ぶ。そして全員で現地審査をする。やむを得ず当日に都合がつかない場合は、欠席者は別の日に行く。10名の審査員の日程を調整するのは大変であるが建築は写真では分からないという当たり前のことが実践されている。これは学会賞の見識であり権威の基礎である。その後、討論と投票によって絞り込んで表彰作品を決める。主査の意向も反映するが、絶対的なものではなく、基本は全員で議論をして決める。このようなプロセスを経るので、先端的な作品を選ぶという目標を持ちながらも、審査員が建築学のあらゆる分野から参加しているということから、意匠系の観点から考えれば先端的な傾向からは時間的遅れが出ることはあるのはやむを得ないことであり、それが一つの総合性ということであろう。

選ばれた作品

では、実際、どのような作品が選ばれたかを過去の受賞作から見てみよう**。過去の受賞作品を庁舎、駅舎、病院、体育館、学校・大学・図書館、劇場・博物館・美術館、その他の複合公共施設、ホテル・旅館・小売り店舗、オフィス・工場、個人住宅、集合住宅、宗教、その他に分類して、それを三期に分けて集計してみた。その結果を表に示す。戦後から高度経済成長期を含む時期である1949年-72年では、オフィス・工場つまり生産施設(28***)がトップで、劇場・博物館・美術館つまり文化施設(14)、庁舎(12)が続く。庁舎と生産施設で特徴づけられる時代であった。その後、受賞作が減ったのは、両者とも「独創性」より経済的合理性が求められるようになったからであろう。一方、管見では、この時代は、革新的な個人住宅を多数生んでいるが、何も受賞していない。なぜだろうか。1973年-2000年はオイルショックの年からバブル崩壊後で、ポストモダン期と言っても良い。文化施設(27)が一位に踊り出て、続いて個人住宅(17)、学校・大学・図書館つまり文教施設(14)が上位を占める。第一期で基盤的な施設整備が終わり、文化施設や教育施設需要を押し上げたことが分かる。2000年-2014年は低成長期である。文化施設と文教施設が肩を並べ(26)、次が集合住宅(12)となる。

三期を通してみると、文化施設(23)、文

教施設(16)、個人住宅(10)、ホテル・旅館・小売り店舗などの商業施設(8)の順になる。近代建築の看板概念である「空間」は、美術館や博物館などの文化施設で実現しやすく、しかも、劇場とともに、自治体が体面を掛けて整備するということが反映している。一方個人住宅は、日本の建築家の主要レパートリーであり、ほとんどの建築家の処女作が個人住宅であることの反映であろう。一方、1990年ごろからは、小売店舗は建築家のレパートリーとなり意欲的な作品も生まれているのに、受賞作品数には反映されていない。建築学会賞の変わらぬ好み的一端が分かる。

公共と民間の比率はほぼ半々で幾分民間が多い。建設投資からすれば圧倒的に民間が多いはずなのに、公共が競り合えるのは、民間の建築が合理性を求め「空間」や時代を画するような実験を許容しないこともあるが、「空間」とともに「公共性」も近代建築のスローガンだからであろう。今後、官業の民間委託が進むなか、確実に「作品」の質と傾向に影響を与えるであろうと予想される。

*伊藤滋氏は第22代の建築学会長を務めた建築家(1898年-1971年)である。

**筆者は、かつて同じような分析を別の観点から行った。「学会賞と都市空間」、建築雑誌 108(1337)、pp.24-25、1993、日本建築学会

***期内の受賞数に対する比率で%表示

(おおの ひでとし)

	種別	庁舎	駅舎	病院	体育館	文教施設	文化施設	複合施設	ホテル・旅館・小売店舗	オフィス・工場	個人住宅	集合住宅	宗教	その他	公共	民間
第一期 1949～1972	受賞数	7	1	3	0	7	8	2	5	16	1	2	3	2	20	32
	割合	12%	2%	5%	0%	12%	14%	4%	9%	28%	2%	4%	5%	4%		
第二期 1973～2000	受賞数	2	1	1	6	11	21	4	5	2	13	3	2	6	40	35
	割合	3%	1%	1%	8%	14%	27%	5%	6%	3%	17%	4%	3%	8%		
第三期 2000～2014	受賞数	0	2	0	0	9	9	2	3	1	3	4	0	1	16	15
	割合	0%	6%	0%	0%	26%	26%	6%	9%	3%	9%	12%	0%	3%		
全期	受賞数	9	4	4	6	27	38	8	13	19	17	9	5	9	76	82
	割合	5%	2%	2%	4%	16%	23%	5%	8%	11%	10%	5%	3%	5%		

日本建築学会賞（作品） 全受賞作品の建物種別と時代区分による集計（筆者による）

建築の価値を生み出すのは誰か

中谷正人

中谷ネットワークス代表

中谷正人

1948年 神奈川生まれ。

1971年 千葉大学建築学科卒業、新建築社入社。

『住宅特集』『新建築』編集長を経て1994年退社、有限会社中谷ネットワークス設立。

その後、フリーの編集者として雑誌やPR誌の編集・企画・執筆に携わる。

『土佐派の家』Part1（1995）、Part2（1996）を出版、これを機会に木造建築や林業に足を踏み入れ、いまだに足が抜けず。

編集業の傍ら、東海大学、武蔵野美術大学、千葉大学で非常勤講師を務め、2014年、千葉大学客員教授を最後に教職離脱し編集業に復帰。

「メディアが生み出す建築の価値」について

このようなテーマを編集部からいただいてしまった。かつて私が『新建築』の編集に携わっていたから、このような依頼が来たのだろう。ついつい引き受けてしまったが、「建築の価値」には、なかなか複雑な問題が絡んでいることを、改めて考えさせられた。

『新建築』はあくまでも建築を紹介する雑誌であって、論評を主にしているわけではないし、建築の評価を目的としたものでもない。時には論評を載せることはあっても、基本を建築や建築家の紹介に据えていて、あくまでもニュートラルな立場が求められたし、それを維持するよう努めていた。建築の価値を定めたり評価するのは読者であって、そのための資料を提供する立場だということを、くどいほど言われたし、常に心がけてきたつもりだった。

だからこそメディアが建築の価値をつくり出しているのか、あるいは価値を決めているのかと問われると、答えはNOである。繰り返すようだが、あくまでも建築の価値を判断するのは読者であって、雑誌はそのお手伝いをしているに過ぎないのだ。

メディアと有名性

メディアは「誰か」に「何か」を伝達する媒介であり、それだけのものでしかない。たとえどのような社会的な評価であっても、メディアへの露出度が多いほど多くの人の知るところとなり、結果的には「有名な」という形容詞が付けられることになる。しかし、有名であることと、優れたものであるという評価は別で、そんなことは、誰でも先刻ご承知のはずだ。

1970年前後には、今では考えられないほど建築専門誌の華やかな時代があった。それらは現在ではほとんど廃刊に追い込まれているが、『住宅建築』『住宅特集』など、住宅をメインに据えたものがその後に創刊されて、今でも命脈を保っている。

いずれにしても、これらの雑誌のほとんどが読者を建築家あるいはその周辺と想定しているから、専門雑誌と言えるだろう。この世界でも一般メディアと何ら変わらず、露出度

の多い建築や建築家ほど有名となる。

ただ、「専門」という言葉の裏には、専門誌であるから、いい加減な人物や内容は紹介しないはずだ、との信頼性があるように思われる。しかし、専門家でも意見を異にすることもあれば好みも違うから一様ではない。

専門雑誌の役割

たとえ主義主張は異なっているとしても、建築家の設計意図を伝えることが専門誌の役割である。画家が絵を描くように、作曲家がスコアを書くように、建築家は図面を描く。そこには建築家の思想なりセンスが反映されており、それを読者に伝えることが編集の最大の目的であった。

とはいえ、編集者には写真と図面と原稿の3種類しか伝達道具がない。しかも建築は3次元の立体であるのに、雑誌は二次元の平面であり、そこにどこまで空間を表現できるか、さらに言えば思想という形而上のものをどのように誌面に表現するか、という課題がいつも編集作業には付きまとう。ある意味では一面的な表現にならざるを得ない理由でもある。

では、どのように取材したのか。すべては建築家との対話から始まる。設計意図を聴き、それがどのような形で建築に反映されているのかを確認し、写真で表現できるようにカメラマンにアングルやフレーミングを指示しながら撮影する。いわゆる建築写真である。レンズあるいはフィルムパックをシフトして水平・垂直をしっかりと出す。見上げて上がすばまっているような写真ではいけない。正面から外観を撮れば立面図と変わらない写真となる。誰が決めたのかは知らないが、これが建築写真の掟なのである。

図面は平立断の一般図、さらに必要に応じてアクソメやフローチャートやスケッチなども追加し、原稿に関してもニーズにどのように答えたか、構造、設備的にはどのように解決したか等も併せて記していただく。建築家の考え方によっては、さらに原稿の枚数を増やしたこともあったし、評論家に寄稿してもらうこともあった。

いずれも、建築家の意図が誌面から読み取れるように、できるだけ多角的に紹介するのが目的だった。

どうやって掲載作品を選択したか

では、どのようにして掲載作品を選んだのか。これについては現役時代にもずいぶんと質問を受けた。正直に言うと、これといった基準はない、としか言いようがない。デザイン何点、構造何点、設備何点、法令遵守何点。全部加えた総合点が何点だから合格？そうはいかない。

毎月、編集部には掲載分の数倍の資料が集まる。こちらから建築家に問い合わせる場合もあるし、投稿も多い。その中から掲載作品を選択するのだが、判断基準となるものは、設計した建築家の意図と、それが建物に表現されているかどうかとなる。一目で設計意図が了解できるものもあれば、説明されてやっと理解できるものもある。ただ、なかにはいくら説明されても理解不能、それがどのように具体化されたかとなると皆目見当がつかないものもあった。

一方で、設計した本人が気が付かなくても、解釈のしようによっては時代性を反映していたり、鋭い批判性を持っているような作品もあった。また、卒業したばかりのような若手から寄せられる作品の中には、前向きな姿勢が伝わってくる作品もずいぶんとあった。

彼らの作品を、いわば常連のようにして登場する建築家や大手設計事務所、建設会社の設計部などと、完成度で比較して優劣をつけるようなことはせず、応援も兼ねて積極的に掲載するようにしていた。

常に掲載される以上の建物を見続けることによって、建築界の大きなうねりのようなものが見えてくる。その中から、ひときわ目立つものが選ばれてくることともなる。その結果、建築の状況を反映することになったと、今では思うことができる。

有名な建築家と建築

有名であることは露出度が多いことだと書いた。誰でも時の人にはなれるが、長い間、有名であることはなかなか難しい。建築界ではその名を知られていても、一般的には誰も知らないというのはよくあることだ。

失礼を顧みずに言えば、安藤忠雄の名前は一般的にも有名だが、はたして彼が設計した建築を知っている人がどれだけいるであろう

か。そして、彼をどのように評価しているのだろうか。まったくもってわからない。

以前、『建築 21世紀はこれからだ』にも書いたことだが、かつて一般的に知られていた建築家は丹下健三と黒川紀章くらいだった。彼らがつくる作品も話題になったし、彼らの言動も話題になった。そこには啓蒙者としての姿が浮かんでくる。建築は、都市はこうあるべきである。その言説とつくる作品とが直接的にリンクしていた。丹下の代々木の体育館や黒川の中銀カプセルタワービルが好例だろう。

その頃、建築を扱うのは専門誌に限られていた。ところが、だんだんと『カーサ・ブルータス』などの一般誌が建築に興味を示してきた。そしてテレビも動き始めた。有名人や芸能人のお宅拝見のものは時々あったが長続きはせず、現在でも続いているのは「渡辺篤史の建もの探訪」くらいだろう。ただし、ここでの主役は施主であって建築家ではない。

最近では「匠」と呼ばれて、改修事例の紹介に人気があるようだ。ここでの建築家は住みにくい家を快適な空間に甦らせる魔術師のような存在なのだが、豊かなアイデアを持つ技術者としての紹介である。

いまや啓蒙者としての建築家は不要なのだろうか。

そんなことはない。安藤が建築家として有名なのは、彼の建築そのものの評価というより、彼のエネルギーな行動力にあると思われる。阪神淡路大震災の後、いち早く神戸を緑化するために動いた。また、あまり知られていないかもしれないが、ある国際的な建築賞を受賞した時、安藤は賞金を基に、多くの企業家から資金を集め、アジア諸国から日本で建築を学ぶ学生を援助するための財団を設立した。これらも啓蒙活動のひとつと位置づけられる。

安藤のこのような活動の背景には、建築と社会との関係を見つめる姿、建築家としてどのように社会に参画するかを試行し実行し続けている姿が浮かび上がる。だからこそ、安藤の言動に多くの人々が信頼感をもてるのではないだろうか。

建築家の役割と価値

設計という職能を通して、クライアントだけではなく、建築が建てられる土地や地域に対しても、さまざまな提案や貢献をしている建築家が全国各地に存在している。

それらの多くは建築専門誌にも一般メディアにも取り上げられることは少ないかもしれないが、価値がないなどと誰が言えよう。建築はしっかりと機能を果たしているし、人々に愛され、誇りに思われている建築も数多い。

一例を挙げれば、高知県の「土佐派の家」のメンバーたちと彼らが設計する建築である。彼らは伝統構法を大切にしながらもそれだけに頼ることなく、現代の感性に応え得る建築を設計しようと挑戦を続けている。また、台風常襲地の過激な気候風土に対しても、材料やディテールへの配慮を忘れてはいない。おそらくこのような取り組みをしているのは高知県だけではないはずだ。

そんな建築界の状況を、多くの読者でもある建築家に伝えるのが建築メディアの役割であると考えている。建築メディアが建築の価値を決めるなどというのは妄想だと言い切りたい。繰り返すが、建築の価値は雑誌の読者自身が決めるものであり、時の流れに耐えた建築に対して社会が与える価値が、重要文化財指定となって時代を超えて評価されるのである。

しかし…

有名であることが、多くの人に知られていることが、何らかの価値を生み出す可能性はあり得るだろうし、その裏にメディアが存在しているのは事実である。

1960年代の後半、マーシャル・マクルーハンは著書『メディア論』において「メディアはメッセージである」と提唱した。「メディア」はあくまでも「媒体」でしかないのだが、それ自体が情報を含んでいるという主張である。すでに40年以上も経過してしまったが、インターネットやSNSなどのメディアが個人の手の中で容易に利用できるようになった現在、マクルーハンの言葉を再評価する必要があるような気がしている。

(なかたに まさと)

各論

4

価値の転換

～産業遺産建築の美術館への
コンバージョン事例から～

南條史生

森美術館館長

南條史生

1949年東京生まれ。慶應義塾大学経済学部、文学部哲学科美学美術史学専攻卒業。国際交流基金職員等を経て2006年11月より森美術館館長。

1997年ヴェニス・ビエンナーレ日本館、1998年台北ビエンナーレ及びハノーバー国際博覧会日本館、2001年横浜トリエンナーレ2001、2006年／2008年シンガポールビエンナーレ等のアートディレクションを担当。パブリックアート、コーポレートアートの監修として1995年新宿アイランド、1997年博多リパレイン、2006年ヴィヴォシティ（シンガポール）、1999年大林組東京本社等のほか、2008年開館の十和田市現代美術館設立計画のプロジェクト監修に関わる。近著に「アートを生きる」（角川書店、2012年）がある。

価値とは何か

我々の現実の経済・社会のシステムを知れば知るほど、価値とは幻想の上に成り立っている物ではないかと思える。例えば、株価や為替市場を見ても、価値は些細な情報で乱高下している。それはある意味で、資本主義経済システムの上に乗った幻想の価値のために踊っていると言えるのではないだろうか。

さて、では建築の価値は何によって決まっているのか。さしあたって大雑把に見ると、立っている土地の価値と、その上で何が行われるかという使用価値の二つから成っているように思われる。建築が街の中心にあるのか、山の中にあるのかで価値が違うのは当たり前だ。またその建物を使って事業を行い、儲かるなら、その建築には高い使用価値があるということになるだろう。

しかし建築の価値には、第三の価値、「文化的、歴史的、美学的」な価値もあるのではないか。というのが今回の特集のテーマであろう。それは、どのくらい美しいか、さらにその建築を誰がいつ、何のために建て、どのように使われ、どんな物語が生まれたか、という価値である。設計した建築家の知名度もこれに含まれる。こうした文化的価値は数値に換算しにくい。しかしその価値は厳然と存在し、人々の行動にも影響を与えている。このような認識の上に立って、産業遺産建築のコンバージョンという問題に対処して考えてみると、幾つかの側面が浮かび上がる。

まず、歴史的価値というものは、時間の集積が含まれているので、後から生み出すことはできない。どんなに投資しても奈良と京都は今から作れないというのと同義だ。この歴史的、文化的な価値は、一度壊すと回復はできない。

そこで、文化遺産保護や今回の産業遺産保護の話に意味が生じてくる。その建築の中で生産活動が行われなくても、そこに文化的価値が所在していると考えerわけだ。この第三の価値が理解できない人間は、古い建物をすぐに壊そうとする。それは非文化的ということになる。しかしそれだけだろうか。

経済性がない、つまりその建築でビジネスが行えないから儲からない、だから価値はないという経済的視点に対し、創造的な使い方

をすれば経済性も変わるのではないか、という疑問が生まれる。つまり、かつてと同じ生産活動は今や採算が合わないとしても、別の使い方をすれば新しいビジネスモデルが成立するのではないかと考えるのである。それはまさに、使う側のクリエイティビティーの問題でもある。

産業遺跡が何に使えるのか、という問いの前で美術関係者として提案したいことは、やはり展示スペースへの転用である。ここであえてそれを美術館と呼ばないのは、今日において展示スペースの状況は極めて多様であり、美術館だけでなく、ギャラリー、オルタナティブスペース、臨時の多目的イベント・スペースなど、その分類は多岐にわたるからだ。

私は、1991年のSD（鹿島出版会ISSN 0563-0991）3月号で、現代美術のための空間という特集記事を執筆・編纂したことがあるが、その中で、古い建築を利用した美術館の事例を多数紹介している。それは、1980年代から欧米で多数の古い倉庫、工場、駅舎などを展示スペースに転用する事例が増え始めたからだ。

これは、過剰なプレゼンスを示す現代建築による美術館に対するアンチテーゼとも言えるのかもしれない。ビルバオ効果として知られているフランク・ゲーリー設計のビルバオ市のグッゲンハイム美術館（1997年開館）は、その脱構築型の過激なデザインによって多数の観客を集め、建築が美術館経営を助けるビジネスモデルの可能性を証明したが、しかし多くの美術専門家は、それを邪道だと考えている。ではどうすればいいのか。



写真1 ビルバオ グッゲンハイム美術館

SDの記事では、美術館建築を（１）ロフト的空間、（２）古い建築を改築し、再利用したもの、（３）新しい建築からなるもの、（４）最近の美術館建築の中でユニークなもの、４つに分類している。そして、この（１）と（２）は、古い建築の再利用である。これらの事例として、前者、後者ともに７点ずつの事例を写真入りで紹介した。日本では、過去30年間、現代建築による美術館が最盛期だったが、実は海外の美術館に目を向けると、古い建築の再利用が予想以上に多いということがわかる。そしてこの記事の中で、私は既存の建築を利用した美術館のメリットを下記のように記述している。

—古い建築と新しい美術が絶妙の対話を創出し、建築の歴史的意味が、展示物と共に空間全体の内容を構成している。こうした空間には、新造の美術館建築が生み出すことのできない文化的・芸術的奥行きと深さがあり、その点で観客を、心理的・精神的により美術へ近づけることができるのである。

（特集ページ007）

美術の鑑賞に良いのは建築が主張しすぎず、ワビ、サビとでもいえる少し古びた味わいの深い近代建築だというのが一つの解答である。またそこには、美術館は美術のためにあるのだから、所蔵品には金をかけても、それ以外のものにはそれほど投資する必要はない、という論理も働いている。

今日、この視点で見直すと、日本には多数の産業遺産としての近代建築が残されている。このような建築は多くの場合美術館に最適である。何がその要素なのか見てみたい。まずは空間の問題。

先ほど参照した、SDでは、理想の展示空間について、当時オランダの美術館館長だったルーディ・フックスの言葉をあげている。

- 1 空間にある種のまとまりがあること。
- 2 空間が明確に規定されていること（造形的・理想的に）
- 3 プロポーション（空間の三つのディメンション）が良いこと。
- 4 照明がよく考えられていること。
- 5 壁が少なくとも壁らしい壁であること。

産業遺産の建築、特に工場や倉庫は、しばしば、上記の１、２、３、５の条件を満たしている。それに、既に述べたような歴史性、物語性、その社会と結びついた唯一無二の存在として、その地に象徴的、記念碑的に存在すること、などが美術館の機能を強化するのである。こうした美術館ができると、ビルバオのグッゲンハイムと同様に人を集めることができる。例えば、ニューヨーク郊外のDia Beaconや、ロンドンのテートモダン、さらにドイツ、エッセンのツォルフェアイン炭鉱産業遺産群（巨大なアート活動のプラットフォームとなっている）などがその例である。もっとも中身が一級のものでなければ意味はない。蛇足だが、どんな美術館も建築だけで高く評価された例はないのだから。



写真2 Dia Beacon



写真3 ロンドン テートモダン美術館

ところで今日の美術館は多様な役割を要求されている。それは、子供から大人までを対象とした教育プログラム、パフォーマンスやレクチャー、ワークショップやシンポジウム、レセプション、作品の修復保全、美術品の梱包輸送、倉庫といった様々な活動の空間が必要なのだ。それは古い建物ではとてもまかないきれない。だから、古い建築の利用では、

すべてを求めず、できる範囲の活動をやるということしかないのである。しかしそれでも、それと引き換えに古い建築は、別の価値を提供しているのだ。

産業遺跡を美術館にする場合は、その建築や地域の歴史を紹介する博物館にしようと考ええることは当たり前だが、しかしそれで本当に活気のある美術館になるだろうか？ 私は、現代美術を含む「現代の表現」を持ち込むのが一番いいと思っている。なぜなら、そのような内容にした時に初めて、過去と現代が交錯し、未来への可能性が開けるからだ。古い建築遺産をまるで病人のように扱うべきではない。現に生きている人々の活動の基盤とするべきだ。それが人々の創造性を刺激し、これからも発展していく社会を作り出すことができるだろう。

その意味で、今日の日本の地方で盛んになっている、国際展（越後妻有アートトリエンナーレや瀬戸内国際芸術祭、横浜トリエンナーレなど）に産業遺産建築は最適である。なぜなら、空間がドラマティックで、展覧会に特別なアイデンティティーを付与することができるからだ。そして、過去と現在を結びつけて人々に新しい世界を開示できるからだ。

価値は、幻想である。と同時に、我々が作り出すことができるものである。文化的な価値というものは、信念によって支えられ、人々の共感によって存在し始める。産業遺産の価値は、創造的な利用法、充実したコンテンツ、それに無数の人々の賛同によって保全される。今の日本は、このような価値をきちんと可視化すべきである。なぜなら、今日本が追求すべきことは、創造性に依拠する産業だからだ。それは新しい経済モデルであり、観光資源の開発であり、歴史の始まりなのである。

（なんじょう ふみお）

ストック活用時代における住宅建築の価値 ～価値の再発見と再構築～

佐藤勝紀

UR都市機構
西日本支社技術監理部
ストック設計チームリーダー

佐藤勝紀

1965年大阪府生まれ。
大阪大学工学部環境工学科卒業後、1988年住宅・都市整備公団に入社。団地建替事業、都市型住宅整備事業、市街地再開発事業、阪神・淡路大震災復興事業の計画・設計、住戸・共用空間・屋外空間のリノベーション、耐震改修の設計、地方都市中心市街地活性化、団地景観に係る情報発信、ルネッサンス計画Ⅰ「向ヶ丘第一団地ストック再生実証試験」、屋外空間改修の経済的評価、ストック活用に係わる法制度等の調査研究に従事。

住替えの選択肢拡大と空家問題

住宅建築の価値は住まなければ発現しない。また、現在住まれていなくても、住み替え対象として市場に流通し新たな住まい手がつけば価値が復元する。

国内の住宅の量が充足してから久しいが、「平成25年住宅・土地統計調査」（総務省<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>）では、総世帯数（5,245万世帯）を15.6%上回る住宅ストック数（約6,063万戸）となっている。建築中等の住宅を除いた空家率は13.5%に上り、空家戸数はこの20年で倍増している。空家総数820万戸のうち、賃貸用52.4%、売却用3.8%は市場で流通可能なものであり、新築以外の住替えの選択肢が広がってきている。

また、この5年間で増加した空家の79.0%が一戸建てであるが、その99.6%は市場に出ない住宅となっており、市場に出ないままあるいは市場に出ていても淘汰される可能性が高いストックが増えてきている。適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし始めたことへの対応のため、2015年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。この法律により、倒壊等の危険、衛生上の害、景観の阻害等が発生している「特定空家等」について、行政が除却・修繕等措置に係る助言、指導、勧告、命令や強制執行を行うことが可能となった。価値が減ずるのみならず、外部不経済として負の価値が顕在化してきた住宅建築の存在が、いわゆる空家問題として社会問題化してきている。

ストック総数の所有の関係別では、持ち家61.7%、民営借家28.0%に対し、公的借家（公営・公社・UR賃貸）は5.4%、UR賃貸のみでは1.6%のシェアとなっている。質的には、公的借家は社会資本として計画的に一定の水準で作られてきたものだが、持ち家、民営借家にはミニ開発、密集市街地など防災性に劣るストックが含まれている。地域性で見れば、3大都市圏の空家率12.3%に対して、3大都市圏以外が14.9%となっており、大都市への人口集中と地方都市、集落の人口減少の流れと連動している。これらを俯瞰すると、ストックの問題を議論する場合、量、質、地

域性のどの面においても、UR賃貸ではなく持ち家、民間借家を対象とすべきであることは自明であるが、ここでは、マクロな視点を持ちつつ、UR賃貸ストックの役割の変遷とビジョンを通して、住宅建築ストックの価値について考察する。

市場の変化が求める価値の発現

UR賃貸は大都市への人口流入が加速した高度経済成長期に、量の充足を大きな役割として供給され始めた。32万戸を供給した昭和40年代をピークとし、昭和50年代後半以降は供給戸数を減らしつつ、居住水準向上、都市居住推進等の住宅政策上の役割を担ってきた。この間、国内の平均世帯人員は、昭和30年が4.68人、昭和40年が3.75人、平成25年では2.51人と減少し続けてきた。（「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>））これに連動してUR賃貸居住者の家族型も大きく変化し、昭和40年では夫婦と子が72.4%、単身が0.7%、であったものが、平成22年では夫婦と子が24.4%、単身が35.2%と逆転。居住者像がファミリー主体から単身者を筆頭とする多様な世帯に移行してきている。

UR賃貸の昭和40年代ストックの住戸規模は平均45.6㎡であり、当時のメインターゲットであったファミリー層には十分な広さとはいい難かったが、世帯人員が減少した今の時代にはフィットする規模であることが潜在的な強みとなってきている。一方、現在の多様なライフスタイルに応えるには、大量生産されたことによる均質性、画一性が弱みとして顕在化してきている。

昭和40年の居住者世帯主平均年齢は36.2歳であったが、平成22年では56.8歳まで上昇し、高齢化が進行している。総戸数の約半数はエレベーターが無い中層階段室型であるが、その4階、5階の住宅は、高齢者の継続居住には負担が大きくなってきている。

このように当然のことながら市場の時間軸上の変化が住宅建築ストックの価値を左右し、UR賃貸も市場動向に対応してその価値を発現させることが求められている。

社会資本としての公的住宅

国土交通省は平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけ、社会資本の老朽化対策に対する取り組みとして2014年5月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定された。各インフラの的確な維持管理、更新等に係るこの計画では、道路、河川・ダム、下水道、鉄道、公園、官庁施設等と並び公的住宅もインフラとして位置づけられている。これと連動してUR都市機構は2014年4月に「UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画」を策定し、点検、修繕、改良等の方針を定めている。インフラのハード面の寿命は一定の公式に当てはまらず、メンテナンスサイクルの構築と着実な実践を行い、長寿命化を図りながら必要な性能の持続性を個別に判断していくこととなる。

インフラと言えど、UR賃貸が市場下にあることは前述のとおりであり、需要動向を踏まえながら居住の安定を確保しつつ、建替え、集約等によりストックを一定量（平成30年度末までに約5万戸）削減し、高齢化、少子化等地域の整備課題に資する都市機能の導入等に敷地を有効活用していく方針を示している。このようなストック再編を行いつつ、約7割のストックについては、インフラとしてUR賃貸が有する良好な環境の価値を再発見してもらうための情報発信やコミュニティ活性化に取り組むとともに、リノベーションによる価値の再構築を行うことで需要に応じていながら継続管理していく方針としている。（2015年3月「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針に基づく実施計画」）

公的住宅の大量供給と並行して大都市のスプロール化が進み、長屋や文化住宅と呼ばれる木造民間借家が無秩序に密集する市街地を大規模に形成した。これら密集市街地の防災性の改善を目的としたインフラ整備の進捗は遅く、維持管理が不十分なため建物の老朽化が進んできている。立地、価格、コミュニティ等市場における強みを活かして個別更新やリノベーションが各所で行われてきているが、そのような条件が整わない物件、エリアは市場において淘汰されスラム化するリスクが高まってきている。管理者や研究者等により様々な実践が継続される広義の社会実験の

場としての公的住宅に比べると、密集市街地やこれに類するエリアの問題は深刻である。

価値の再発見：メディアの役割

UR賃貸の屋外空間の豊かな緑や安心して遊べるプレイロットは開放されており、スプロール化した地域にとって貴重な公園的機能を発現するインフラとなっている場合が多い。特に中層団地の建物と屋外の空間バランス、景観は優れていて、高度利用を要求する現在の土地利用計画条件では作り得ないものである。コミュニティ活動では、季節のイベントやふれあい喫茶、子育て・高齢者支援活動、見守り活動、防犯パトロール等、「出会い・ふれあい・助け合い」のための活動が充実し周辺地域を牽引する役割を担う団地もある。

これらのUR賃貸の特色や価値について、情報提供が十分であったとは言い難い。新築募集時のパンフレットや専用Webには設計意図等が少しは表現されるが、空家募集に移行するとこれらに掲載された情報さえ継承されず、最低限の基礎的情報が全物件共通フォーマットで表現される。そこで2009年にウェブ「美団地」（<http://www.ur-net.go.jp/kansai/vidanchi/>）を公開し、屋外景観だけでなく「暮らしの景」も景観の一部として取り上げ、団地の魅力と設計意図を織り交ぜた情報発信に取り組んできた。

新築よりも空家の情報が目減りするのを持ち家においても同様であり、空家が住み替えの選択肢として流通し健全に活用されるためには、物件固有の価値の再発見を含む情報提供によるユーザーとのマッチングが必要となる。東京R不動産（<http://www.realtokyoestate.co.jp/>）はこだわりを持ったユーザー目線で魅力を掘り起す「不動産のセレクトショップ」であり、全国に提携運営が展開されている他、公共的空間の活用についても情報提供が始まっている。流通しにくい空家について「空家バンク」への登録を促し、ユーザーへの情報提供と住み替え、定住を支援する各種サービスを展開する取組みは全国の地方公共団体等で多数行われているし、毎年500校前後に上る廃校の活用のため、文部科学省は「みんなの廃校プロジェクト」として活用事例の紹介や活用希望者を募集する情報

提供を行っている。

ストック活用時代におけるメディアの役割は益々重要となってくるものと思われる。

価値の再構築：リノベーション

近年本誌にて紹介されたため詳細は割愛するが、住まいに対する感覚が高いライフスタイルに應えるリノベーション住宅「MUJI×UR」（本誌2014.02）は、中層階段室型の4階、5階の40㎡台を中心に供給し、少数世帯人員の若年層に多く入居していただいた。共用空間、外観、屋外空間に至るまで個別の物件を見つめ直し、ヴィンテージ性を活かしたり、時には大胆にイメージを刷新するデザインの力が、住宅建築の価値の再構築と新たな需要の掘り起こしには欠かせないものとなる。

居住者によるインテリアのカスタマイズを勧める「DIY」（本誌2015.02）は、供給側による少量多品種化では届かない十人十色の個性の表現を可能とし、住宅への愛着を喚起する効果を期待できる。「MUJI×UR」は「余地」を残す引き算のデザインを導入しているが、「半完成品」に対して住まい手が時間をかけてカスタマイズしていくという供給手法が今後拡大していくものと思われる。

流通しやすい共同住宅の持ち家では、未改修の中古物件を探してきて改修することで新築よりも廉価で自分らしい住宅を入手できるというリノベーション事業を、斡旋、融資、設計、施工までワンストップで行う事業者が増加してきている。これらの中には、ユーザー自らがDIYで施工することでコストを削減し愛着を高めるというプロセスを踏む物件も少なくない。「既製品」では満足できないという需要は今後も増加し、新築とは異なる魅力と可能性を持つ「リノベーション物件」がその受け皿となっていくことが予想される。

また、長屋住宅が賑わい創出のための店舗として活用されたり、廃校利用に様々な機能を導入する等の例のように、コンバージョンは建築の新たな価値を再構築する手法としてそのニーズが高まっていくであろう。

ストック活用時代は既に到来している。それは供給者主導からユーザー主導による価値指標に移行したことを意味している。

（さとう かつのり）

名作住宅を住み継ぐ

～オーナーへのインタビュー～

ケース 1 「浦邸」 (1956年 設計：吉阪隆正)

――一人のオーナーに 住み続けられる建築の価値――

■「浦邸」プロフィール

自然環境に恵まれた阪神間地域の中でも代表的な高級住宅地・夙川。その幹線道路沿いに、フランスから帰国後の吉阪隆正が設計を手掛け、その後の「U研究室」の原点となった住宅作品「浦邸」はある。数学者・浦太郎ご夫妻の自邸として1954年に設計がスタートし1956年に竣工。以来、同じオーナーによって大切に住み続けられている。今回この名作住宅を訪ね、95歳となったオーナー自らの言葉で、名作住宅ができるまでのエピソードや住み続けての感想などを伺う貴重な機会を得た。

【凡例】T：浦太郎氏（神戸大学名誉教授）
M：浦美輪子氏

吉阪隆正との出会い

――吉阪先生に自邸の設計を依頼された経緯をお聞かせ下さい

T：私は1951年に戦後2回目の給費留学生としてフランスに行ったのですが、マルセイユ港に到着した時、1年前に渡仏してル・コルビュジエのアトリエで働いていた彼が出迎えてくれたのです。

その後神戸大学に着任することが決まっていたので、家のことを考えていた時期でもありました。

M：だから、吉阪先生に出会えなければこの家はなかったわけです。本当に運が良かったですね。

――当時、吉阪先生は独立して駆け出しの頃ですよ。依頼にあたって迷いはなかったのでしょうか

T：彼がコルビュジエのアトリエにいて、留学時にパリでも付き合いがあって、日本に戻ってきてからも一緒に過ごしたりしていましたから、迷いはなかったですね。

M：家を建てる土地も、一緒に探してくれましたね。

T：そしてこの土地が決まってから、六甲で間借りをしながら建設まで2年ぐらい待っていました。その後、竣工の少し前にこの家に移ってきて、それからこの家に約60年住んでいるわけです。

M：大工さんはみんな東京の人で、泊まり込みで自炊しながら工事にあたってくれました。



浦邸外観

名作住宅ができるまで

――当時としては非常に斬新な住宅だったと思うのですが

M：東京の吉阪先生の自邸も見せていただきました。今は解体されてしまいましたが。

――当初から、鉄筋コンクリート造にしようというイメージがあったのでしょうか

M：そうですね。コルビュジエが「家は土地を私的に使って建てるものではない」と言っているように、家屋は上に持ち上げて下のスペースを皆で使おうという発想ですね。だから誰が入ってきても良いのです。まあ敷地際に表札は出していますけれども（笑）



地面から持ち上げられた構成

T：コルビュジエがマルセイユで造った集合住宅もそうだったんじゃないですか？

M：あれも大きな建物ですけど、みんな地面から持ち上がっているんですよね。

――「ユニテ・ダビタシオン」ですね。そういうものを事前に見て、「こういう建物が良い」と思っておられたのでしょうか

M：そうですね。吉阪先生のお宅もあまりお金はかけずに造られたそうですけど、ご家族は楽しそうに暮らしておられましたね。

私たちがここに入居する時、ちょうど進駐軍が引き上げて、その家具が競売に出されまして。それで現在のダイニングの大きなテーブルや寝室のベッドなどを手に入れたんです。

T：六甲に進駐軍がいたんです。



ダイニング

家具は日本のものと比べてやっぱり高さがあるし、大きいですね。

M：当時は日本製の家具のほうが高価だったので、それも運が良かったですね。

－設計時は色々な案があったと思うのですが

T：でもやっぱり、マルセイユやパリで見た建築の影響がありましたからね。

－鉄筋コンクリート造で、ピロティがある構成でしょうか

T：そうです。吉阪と一緒にいろんな土地を見て歩いて構想しましたね。



ピロティ

－当時は今とはまったく違う周辺環境だったのですよね

T：そうです。当時、周りは田んぼや空き地に囲まれていて、10年以上経ってから南側に大きな4階建てのアパートが建てられたけれども、震災で壊れてしまいましたね。

M：現在の前面道路は震災後に拡張になりましたね。それで前庭がなくなって、うちが丸出しになってしまいました。役所のお話では「当分この道は広くならない」ということだったんですけど（笑）

ピロティにたくさん切り株が置いてありますでしょう？以前は前庭に大きなヒマラヤ杉が生えていたんですけど、みんな切ってしまって。工事に来た大工さんも「ここに家があったことを知らなかった」と言うぐらい、その木で隠れていたんです。昔は木が音も遮ってくれていましたね。

－工事中にも吉阪先生とお手紙でやりとりをされていたんですよね

M：全部取ってあります。

－吉阪先生と意見の対立などはありましたか

T：最初はあったと思いますが、話しているうちにこういう形に決まっていっただけです。これに決まる時には特に抵抗はありませんでした。

M：縦横の寸法割合も決まっていたからね。

－「モジュロール」ですね。工事中も浦先生ご自身が現場を随分見られたと伺いました

T：見たと思いますね。

M：大工さんもいろいろ苦勞されたようですね。今まで造ったことのないものを作るわけですから。

－家が実際に建っていく過程で、設計時の図面や話し合いでは分からず、後になって気づいたことはありますか

T：あまりなかったですね。図面がちゃんと見えていましたから。

M：私の意見はなんにも採り入れてもらえなかったけど（一同笑）

「靴を履く」生活スタイル

－家の中まで靴で入るというスタイルですね

T：それはバりに住んでいた頃からの習慣がありましたし、アメリカにも3年暮らしていましたから。

－今も続けておられるのでしょうか

M：そうですね。東京の郊外ですと泥が多くてとてもそういう生活ができません。ここは土が違いますから。子供たちも、運動靴の時は私が「靴を拭いて！」と言ったりしていましたけど（笑）、それ以外はそんなに部屋が汚れるということはありませんでした。私は洋服で生活していましたから、やはりきちんと靴を履いていないと、お客様にも失礼なので。

－吉阪先生も最初は靴生活だったのが、途中でやめてしまわれたんですよね。浦先生のほうがよりこだわりが強いということでしょうか（笑）



リビング

オリジナルを残す住まい方

－家の中で“色”が効果的に使われていますよね

T：玄関の両側にあるアクリルなどですね。

吉阪と一緒に決めましたね。



カラーアクリルがはめられた玄関とホール

－スイッチカバーの色を、先生自ら塗装し補修されてきたとお聞きました。オリジナルを大事にされているんですね

M：そうですね。夏になるとペンキ塗りをしていました。

－この後もずっとこの形で残していきたいとお考えですか

T：そうですね。ただ僕もう95歳だし、子供たちがどう思うのかですね。

M：息子（東京大学名誉教授：浦 環氏）は気に入っているようですが、忙しくてめったに帰ってこられません（笑）

名作住宅に住まう価値

－浦邸は「吉阪先生の初期の名作住宅」と言われていますが、先生はそうに言われることに対してどう思われていますか

T：不思議はないと思いますね。傑作なんですよ。

－この家の一番好きなところはどこですか

T：いろいろあるけれど、やっぱり靴で歩くというところですかね。

M：息子たちも、普段は日本式でしょうけれども、ウチに帰ってきた時には靴で生活していますね。

－この家が浦先生やご家族の生活に与える影響はあったと思いますか

二人：そうですね。

T：当時は反対もあったんですがね。

M：同居していた母は「どうしても下駄箱がほしい」ということで、玄関に小さいものを置いていたんです。でも母は明治の人ですが、ここはとても住みやすいと言っていました。子供たちが独立してからは、両方の母親と4人で暮らしていたんです。私の母も「ここは住み心地が良い」と。



浦夫妻の母親が暮らした和室

竣工後

ー完成後、吉阪先生がこの家に来られたことはありますか

T：ありますよ。

ー交流は続いていたんですね。完成後に「やはりこうしておけばよかった」と思われた点がありましたか

M：私たちは特になかったですね。ただ母の住まうところに、洗面所はあるけれど、お手洗いも近くにあれば、というのはありました。

T：この家は各部屋に洗面所があるんですよ。ーそれはどのようなところから来ているのでしょうか

M：やはりヨーロッパ滞在の経験があったので、各部屋に洗面所があるものだ。筆筒も私は持ってこなかったですからね。母の部屋はどうしてもということで筆筒を置いていましたけれども。

ー正面外壁の特徴的なレンガ積みは、設計段階からあったものなのでしょうか

T：そうです。吉阪が考えたものですね。

M：あの方が、熱の伝わりが良いのだと聞きました。

ー以前から外壁に鳶を這わせておられるんですね

M：夏の暑い時、レンガが熱くなるのを防いでくれるんです。昔エアコンがなかった頃は夏暑くて、夕食が済んだら、10時過ぎ頃に風が吹いてくるまで、外で夕涼みをしてから家

に入っていました。

ー鳶は吉阪先生のアイデアですか

T：そうですね。家ができた後に相談して植えたのです。

ー竣工から長い時間が経っているとは思えないほど、外壁も含めて建物が綺麗です

T：夏は自分でペンキを塗ったりしていました。

M：近所の人が「今日はペンキ屋さんが来るのかしら」と言うぐらい、道具がたくさんありました（笑）

ー最近「メンテナンス不要」がアピールになる風潮もありますが、逆に手をかけたことで愛着がわくということはありませんか

T：ありますね。よかったと思いますよ、95歳まで生きてね。

M：この家のおかげだと思いますよ。吉阪先生との出会いが運命を決めたわけです。子供たちも友達を連れてきて楽しく過ごしていました。現在は外国で暮らしている子供も、生活を始めるにあたって「違う世界へ来た」という感覚がなかったようです。



外壁の特徴的なレンガ積みと鳶

二人の出会いが生んだ名作

ーこの家は、浦先生と吉阪先生という組み合わせがあってこそ生まれた家だと感じます

T：パリで一緒になったのがね。

M：運命を感じますね。

T：今でも吉阪と二人でシャンゼリゼ通りを散歩したのを覚えていますよ。

ー吉阪先生はどんな方でしたか

T：感じのいい男でした。僕がフランスへ渡った時、唯一迎えに来てくれたのが彼だったんです。

M：コルビュジエにかわいがられていたのでしょうか、吉阪先生は。小さい時から外国の生活をしておられたから…



細部までこだわりがこもったディテール

ー「海外で初めて出会った日本人」ということで、浦先生も特別な思いがあったのではないかと思います

M：吉阪先生もご自身の経験から、その大切さは思っていたのかもしれませんが。当時はマルセイユまで船で一か月もかかりましたからね。私は飛行機で行きましたけど（笑）

ーこの家を皮切りに、その後も吉阪先生は素晴らしい住宅作品を設計されました

M：でも、ずいぶん壊されたものもあるようですね。

T：生活スタイルに合わなかった人も多かったようですね。

M：靴で生活したことがないと、ヨーロッパ式の生活は合わない人もいるのかも知れません。

私たちはここに住むようになって、すべてが順調でした。明治生まれの母も「ここでの暮らしが快適」と申しておりましたから。

ー本日は貴重なお話をどうもありがとうございました



浦夫妻 ご自宅にて

2015年6月21日、「浦邸」にて

聞き手：建築計画系分科会

下坂・静・三谷・樋口・廣瀬

文責：三谷

各論

6

名作住宅を住み継ぐ

～オーナーへのインタビュー～

ケース2「目神山の家7」
(1981年 設計：石井 修)一住み継ぐ住宅・
守るまちなみ一

■「目神山の家7」プロフィール

阪神間でも高級住宅地として知られる目神山地区。石井修は1976年の「回帰草庵（目神山の家1）」（自邸）を皮切りに、2007年に亡くなるまで、計22件の住宅をこの目神山地区に設計した（うち2件は未着工）。自然のままの地形を生かした住宅は、設計者自らが「見えない家」と言うように、豊かな緑に埋もれている。そんな石井修設計の住宅である「目神山の家7」を購入し、現在も住まいとして使われているオーナー様にお話を伺う機会を得た。

石井建築との出会い

一石井先生とは以前からお知り合いだったのでしょうか

この住宅を手に入れる前から存じ上げていました。お宅にも伺っていました。

一どのような経緯でお知り合いになったのですか

地元で会社を経営しているのですが、石井先生がそこのお客さんでした。ご自宅へ商品を届けていました。その時に「すごい家だな」と思っていました。その頃は甲陽園駅の近くに住んでいたんです。近くに「司祭の家」（カトリック大阪 大司教館）（1985）というのがある、今は壊されてしまいましたが、面白い建物だな、と思っていました。また近所に「西山の家」（1993）というのがある、こちらも素晴らしい建築だなと。目神山もいいところだなと、いつも思っていたんです。

一その頃は設計者が石井先生だということはご存じなかったのでしょうか

その時はまだ知らなかったですね。でもそういう家を見ていて、こんな家が欲しいなあ、とは思っていました。石井先生のところへ仕事でお邪魔するようになってから、だんだんと分かるようになってきたのかもしれないですね。

一2006年に石井先生のご自宅（回帰草庵・目神山の家1（1976））に息子さんと伺われたとありますが、それはプライベートで、ということだったのでしょうか

石井先生の奥様が料理の先生で、一度お茶でもどうぞ、ということでご招待いただいて。中までお邪魔したのはそれが初めてですね。実際立派なおうちで、感銘を受けました。



外観が緑におおわれた目神山の家7

近代建築好きが高じて

もともと近代建築が好きで、大丸ヴィラや

駒井家住宅などを見学に行っていました。近代建築の復元にも、うまいものとはたななものがあるでしょう？もっとうまくやったらいいのになあ、と常々思っていました。

復元の仕方にはすごく興味があります。それはもともと京都（生まれ）でしたから。三条通の中京郵便局とか、同志社のチャペルとか、そういうものを見ていたの。だから同じ復元するにしても、ちゃんとしたのにな、という思いがものすごくありました。

一建築家に設計を依頼するというお考えはなかったのでしょうか

その頃は全く。もっと大きい家じゃないとだめだと思っていたんです。今でこそチラシに「建築家に依頼」なんてありますが、当時は住宅展示場で選ぶのが普通だと思っていましたから。甲陽園の駅前に引っ越してきてから、目神山を手掛けている不動産屋さんが、石井先生をご存じだということで「緑の棲み家」というご著書を拝見し、こういう方が近くにおられるということが分かったわけです。



緑が家屋をおおい隠す

名作住宅を手に入れる

一新築のご相談を石井先生にされたと思っていたのですが、そういうことではなかったのですね

（購入する年の）新年のあいさつに不動産屋さんを訪ねたところ、「今年は石井先生設計の住宅をリフォームして売りに出そうと思っているんです」と言われてまして。それがこの家だったんです。

一その時はだいぶ痛んでいたのでしょうか

あまりにもボロボロだったので、不動産屋さんが応急処置をして、売りに出そうとしていたのです。この部分（リビング）の屋根はそのときにやり直したところ。雨漏りし

ていたので、それはさすがに（問題がある）、
ということで。



心地よい風が通り抜けるリビング

**一手直しは必要だろうけれど、この家を購入
しようと決められたわけですね**

最初見たときはそこまで直さないとイケないとは分らなかったですね。ただ、住める状態ではなかったの、修繕が必要だなと。

一専門家の方に相談されたのですか

「目神山の家20」を建てられた工務店さん
にお願いしました。きちんとしていただきま
したよ。

**一修繕しようとされていた時に、石井先生が
亡くなられたそうですが、何かアドバイスな
どで忘れられないものはありますか**

（車をもう一台置くために）リビングの外
の部分を壊して駐車場を作りなさい、と言わ
れまして。家内はいいかな、と言っていたの
ですが、私はさすがにそれはないだろう、と。

それで前庭の植え込みを壊してスペースを
作ったんですよ。でも幅が狭くて、やはり昔
の姿がいいですね。



階段にはトッブライトから光が降り注ぐ

**一それは自動車が家の外から見えないように、
という石井先生の思いからだったのですか**
そうですね。

目神山に暮らしてみて

（空調は）冷房は使わず、暖房だけです。
一ここに住まわれてから7、8年になるかと

**と思いますが、庭木はあまり変えておられない
のですか**

ほとんど変えていませんね。剪定もほとん
どしていません。だいぶ大きくなりましたね。
最初のオーナーさんが手放してから会社の保
養所になって、それからしばらく放置されて
いましたから、窓の枠もグラグラで、ガラス
が動いていました。

（この住宅は）1981年ですから、バブル前
の建物ですね。バブルの頃は和風建築と言え
ば、もっとゴテツとしたものでしたね。そう
いうのが嫌いで、何でももっとあっさりしたも
のに出来ないのかな、と思っていました。

**一もともと京都でお生まれ、ということは、
小さい頃から昔ながらのよさというのが、
身の回りにあったのですね**

京都の人にとっては当たり前のようにある
ものですからね。（古いものへの）違和感はない
です。むしろ新しいものに対する違和感があり
ますね。



オーナー自ら探し出した陶器製のコードカバー
（コイズミ レトロフランジ）

**一これだけ緑が豊かだと、お手入れが大変で
はありませんか**

そうですね。落ち葉もたくさんありますし。
**一このあたりにお住いのみなさんは、それが
当たり前と思っておられるわけですね**

この地区の緑視率制限は厳しいですからね。

住民たちによるまちづくり

まちづくり協議会の役員もしています。
一それは自治会とは違うものなのですか
自治会とは別に、目神山地区のまちづくり
協議会というものがあります。土地を持って
いて、地域外に住んでいる方も会員です。
**一その協議会に入るか入らないかは、選べる
のですか**

目神山町の範囲の方は、自動的に入るよう

になっていますね。

**一協議会をつくる時にも、石井先生がご尽力
されたそうですね**

そうですね。その前身の組織の時に、です
ね。保安林が解除されて初めて住宅地になる
と決まったのは昭和30年代ですね。2012年
には西宮市から景観法に基づく景観計画の重
点地区の指定を受けました。歩いて心地よい、
みどり豊かな景観にするための「緑視率」や
擁壁の意匠基準、建物外観の色彩基準などを
守らなければいけないのです。



坂と緑が多い目神山地区のまちなみ

**一そのルールは時代によって変わってきてい
るのでしょうか**

基本的には、従来のものを踏襲しています
ね。毎月一回役員会があるのですが、新築や
改築の案件があると、建築士の方に来ていた
だいて図面を見せて色などを説明していただ
くんです。そういうことを毎月やっています。

**一住民のみなさんがご自分でされているので
すね。協議会では毎月案件があるのですか**

ありますね。新築と改築と。

一改築も規制は厳しいのですか

（新築と同様に）厳しいですね。

**一協議会のメンバーは固定されているので
しょうか**

いえ、変わりますよ。

**一住民のみなさんが協議会に参加されること
で、当事者意識が芽生えますよね。ところで、
石井先生の設計された家のオーナーが代わっ
ているところは、他にもあるのでしょうか**

ありますよ。

**一やはり石井先生の設計が気に入って、とい
うことでしょうか**

そうですね。石井先生のお嬢様（石井智子
氏）に改修を依頼されている方もおられるよ
うですね。

一外から見た感じは変わらないですか

そうですね。中は分からないですけどね。

ー石井先生の作品がいいと思って購入される方は、何らかそういうものを大事されて住み継がれているのかもしれませんがね

そうですね。

ー協議会には専門家の方も参加されるのでしょうか

環境保全都市計画の専門家が西宮市から派遣され、毎月の定例会にお見えになっています。

ー普通なら「そんなこと判断できません」となりそうなところを、住民のみなさんはお自分で判断される見識をお持ちなんですね

まあ、そういうことになりますね。

ー自分たちが住むときも、同じように通ってきたので、ご存じなのでしょうね



目神山には外構のみを石井修に依頼した住宅もある

住み継ぐ住宅の価値

ー今後50年、100年と残していくために考えておられることはありますか

息子はここに住むと思いますけれど。

ーいまのこの形で残していったほしいと思われれますか

まあ、中はどうあれ、前庭はね。みなさんが見られていますから、きちっとしていないと。

ー改修するにあたって、何か変えたりしたところはありませんか

基本的にはもとのままですね。いまの問題は冬（の寒さを）どうするか、だと思います。隙間風とかね。

ー手を加えているのは、外からは見えなくて、見えるところは手を加えていないのですね

そこは綱引きですね。石井先生がご存命なら、「ここまでではいいけれど、これはだめだよ」とおっしゃるかな、と。木製サッシもなかなか希望のものはないので。



改修時に設置された、桜をデザインしたステンドグラス

ー網戸があっても虫は入ってきますか

それはもう（笑）。都会と違って、虫がいるところに住まわせてもらっているの。人間があとから来ているんですから。それが嫌ならマンションに住んでいますよ。ツリーハウスみたいなものですね（笑）

今日は植木屋さんが来て少しうるさいですけど、いつもはすごく静かですよ。

ー毎日別荘に住んでいるようなものですね

ムカデはいるし、でっかいナメクジもいますけどね（笑）

ーそういう大変なことを共有できる方が集まって、協議会をつくっているわけですね

町をちゃんと守っていこうとしていますね。意識は高いです。

ーひとりの建物ではない、という価値が目神山地区全体にあるのかもしれませんがね

目神山地区のみなさんは、誇りをもっておられますね。

まちなみを守ること

私の興味は、「石井建築」と「まちなみ景観」の両方なんです。

ー両輪ですよ。どちらが無くて（目神山の）この魅力はないと

この家が京都の街並みにぼつんと建っていても意味がないし、逆にここに京都の町家を建てても全然あわないでしょうね。

ー別々の方が住んでおられても、まちなみの一角を形成しているという意味では、同じように責任をもたないといけないのでしょうか

そうですね。協議会の会長さんも今日言われていたのは「とにかく緑を植えてください」と。石井先生の思想と同じですよ。どんな家でもとにかく緑を前に、車を奥に。それがここではまちなみにあう家づくりの基本なのではないかと。

ー前庭だけでも石井先生に設計を依頼された方がいらした、というのはみなさんが少しずつの公共心を持っている、ということなのでしょうね

そうですね。

以前すごくいいカーペットがあって、（むかし住んでいた家で）階段だけでも、と敷いたのですが、いまだにへたりませんからね。でも今はもう手に入らないそうです。いいものが無くなってしまっているんですね。



「空間に合う」と感じ購入された、ジョージナカシマデザインの家具

ーいいものを見極める目もなくなりますね

でも、ちゃんに残っているものもありますよ。それを見極める目も絶対に大事だと思うんですね。そういう意味では石井先生は偉いです。使われる照明などは、いまだに残っていますから。

ー今日はどうもありがとうございました

2015年6月28日、「目神山の家7」にて
聞き手：建築計画系分科会

下坂・三谷・樋口・渡部・廣瀬
文 責：渡部

資料）

目神山の家1（1976）「住空間と緑」住宅建築別冊34 1988

目神山の家7（1981）「住空間と緑」住宅建築別冊34 1988

新建築 1981 08

住宅建築 2010 04

司祭の家（1985）新建築 1985 03

再録：「緑の棲み家」石井修 2000

西山の家（1993）新建築住宅特集 1993 10

建築の価値を 「自ら見出す人々」を増やす方法

斉藤 理

山口県立大学准教授

斉藤 理

1972年生まれ。

2005年東京大学大学院建築学専攻修了。博士（工学）。東京大学客員研究員のほか、慶應義塾大学などで非常勤講師。2006年-2009年「Tokyo物語」（MXテレビ）監修、「旅人」として出演。2007年より建物一斉公開イベント「open! architecture」の企画・監修。建物見学会の企画のほか、各地の観光まちづくり事業にも携わる。

2010年東京都観光まちづくりアドバイザー。2011年より山口県立大学准教授、中央大学社会科学研究所客員研究員。著書に『東京建築ガイドマップ—明治大正昭和』（共著、エクスナレッジ、2007）、『星座としての国際文化学』（共著、青山社、2013）、訳書に『新しい住居〜つくり手としての女性〜』『一住宅』（いずれもタウト著、中央公論美術出版、2004）などがある。

価値を伝達するというプロセスを明確にする

「建築の価値」とは、一筋縄ではいかないテーマだ。ただ、なにか頑強で抗し難い巨大なアイデアのような対象ではなく、本来的にはもっと多義的で、人々の記憶・思考のなかに宿っていたり、個々の建築物ごとにひも解いていって漸く顕在化したりするような、個別のことからであるように思う。

そもそも、建築家たちも個別のプロジェクトごとに、その都度、何らかの「価値」について口にし、自由な表現をもってそれを具現化させている。日々、いたるところで建築の価値は、あれやこれやと多義的に言及されては、形となり、色となり、世の中に生み出され続けている。こうした多様な動向こそが建築の大きな活力をもたらしているといえるだろう。

一方で、個別的に発せられたそれぞれの価値体系は、不思議なことに単独で存続し得るものではなく、ある社会的なつながりのなかに位置づけられ、ときに変容を繰り返しながら、相互に融合していく、という傾向を持つ。単体が集合との関わりを持つこと、それは例えば、空間的には街並み・都市を形成し、思潮的には時代時代の様式を形作っていく、ということだ。

このことは、やや思弁的な側面があるもののR.ドーキンズが展開した文化的ミーム論（文化の遺伝子的な伝播）との親近性を感じる。ミームなるものは、人の脳から脳へと伝達されつつ、共同体のまとまりのなかで文化的な情報媒体として、次の世代へと発展的に受け継がれていく。建築の価値なるものも、人と人との対面的コミュニケーションを通じて互いに接触し合い、具体的に伝播するプロセスがあつてこそ、社会的に共有し、また新たな創造の萌芽を作り出していくことができるだろう。

私たちは、建築の価値を「建築物の価値」そのものと物的に理解しがちであるが、人を介して伝達される価値体系もあるとすれば、実際に建築を見たり、関係する人々の話を聴いたりしながら「価値を伝達する機会」を具体的に作り出していくことも重要ではなかろうか。

個々の「誇り」を顕在化する

上のことを少し具体的に理解できるこんな事例を挙げてみたい。13世紀以来の歴史的建築物を遺すドイツ北部の都市リューベックは、1980年代に市内中心部が世界遺産に登録された。これはむしろ歓迎すべきニュースだったのだが、その結果、表面的な見学に終始しがちなマス観光ばかりが倍加の勢いで増えてしまったため、観光公社など行政組織が中心となって都市のイメージ戦略の練り直しを行ったという。つまり、世界遺産の街であることを前面に打ち出す広報戦略を改め、むしろじっくりと「感動を伴って（emotional）」歴史的な街並みを見学してほしいとの考えから、パンフレット等に世界遺産と表示することを敢えて止めたという。アクションプランとしても、著名な建造物だけを紹介するのではなく、むしろ今なお昔ながらの路地や建物を日常的に使用している市民の姿をも目に留めながら都心部を散策できるように改めたのだ。

確かにこの街の構造的特色は多数の路地が張りめぐらされ、所々「 GANG（Gang）」と呼ばれる中庭空間を形成している点にある。この中庭の空間まで見学できる徒歩ツアーもあり、ここに足を踏み入れると、近世前後に起源をもつ扉や窓がずいぶんと小ぶりの家々から、家族で談笑する声が聞こえたり、食器を洗う音が聞こえたりと、まさに生活空間そのものを体験することになる。



写真1 GANGを見学する徒歩ツアーの様子

通常であれば外部から来訪することに躊躇いを感じるような空間であるが、リューベックでは、「日常の生活空間も含めて街の歴史を伝える文化遺産である」との共通認識を徐々に形成し、こうした見学形態が成立している。

行政担当官の話によると、住民たちが、来訪者の見学や、時に建物内部の公開にまで協力的なのは、簡単に言うと「建築物や都市の

歴史への誇りの思い」からなのだという。なほ、この街では、「世界遺産の街」というある種の一義的な価値体系のなかに収まることを卒業し、生活上の不便もある中、古くからの建物を継承しながら今なお心地よく暮らす人々の姿を顕わにすることを通じ、どれほどそれらの建築物が大事にされてきたか、換言すれば、どれほどその建築物に価値があるのか、ということを間接的に知らしめている。

至ってシンプルな手法だが、「見学する」という行為を通して、住人それぞれが抱く建物や街路空間に対する誇りの意識、この街に漂うミームは確実に伝播が続いている。今日では、一年に一回ほど、20程度のガングを住宅内部まで含めて公開・見学できる機会も設けているほどだという。こうした事例をモデルに、筆者は、個々人が思い思いに認識している建築の価値を拾い出す形での見学会開催に十年以上前から取り組んできた。上のような認識から、参加対象者はあくまでも一般の皆さんで、従来の専門家向けの見学会とは異なるものだ。

見学会企画に関するプロトコルを整備する

多くを紹介したいが、ここではごく最近の見学事例から紹介しよう。例えば、東京・銀座の一角にある3階建ての小さな商業ビル。昭和ヒトケタ生まれである。隣接地には右を見ても左を見てもペンシルビルがニョキニョキと立ち並ぶなか、現在のオーナーは、敢えてビル新築型の再開発はしないことに意義を感じ、かつての佇まいのままギャラリーとして活用しているという。私たちは、こうした「誇り」を宿した建築の事例にこそできるだけ焦点を当てつつ、見学会を企画している。

今回、特別に屋上階に上がらせてもらおうと、隣地に聳える十数階建てのビルがこちらを見下ろしてくるのだが、この差し引きおよそ10階分の空間が、所有者の建築に対する誇りそのものと言えるだろう。お話によると、一度は14階建てビルの新築を考えたものの、解体寸でのところだと思いとどまったのだという。その結果、この3階建ての建物に縁の人々や、地域関係者など、思いもよらぬ人的ネットワークが生まれ、今では文化的な拠点と

なっているそうだ。見学会に参加した一般の皆さんはこうしたエピソードの数々から「建物には人の誇りが詰まっていると感じ取れた」、「建物を視る眼が変わった」などの感想を残していられる。こうした声に触れるにつけ、建築の価値とは、個々の物語性と一体不可分のものとして考えなければならないと、つくづく思う。



写真2 所有者のエピソードに耳を傾ける参加者

容積率を最大限に活かし、限られた土地を有効利用する、という言葉が直線的な価値体系からふつと放たれた途端、多くの潜在的な価値がじわじわと頭をもたげ始め、それらが繋がって、建築物の価値を多層化させることに成功している事例と言えるだろう。こうしたケースが多ければ多いほど、建築文化の深みが増してくることは間違いない。

筆者らは、そうした思いから、既に延べ数百回余りの見学会を企画・開催し、2万人近くの参加者に建築物を紹介してきた。地域的にも、東京を皮切りに、埼玉、神奈川、長野、大阪、広島など各地に拡がっている。企画に際しては、建築の価値を1) 建物そのものの造形的特質、2) 周辺地域との関係や歴史的文脈から見出される意味・位置づけ、3) 所有者など関係者から語られる個別のエピソード、に大きく三分類しながら情報を整理し、私たち企画運営側は、1や2の情報を所有者に提供し、逆に3の情報を教えて頂きながらこれらを総合して見学会における解説資料やルートなどを組み立てていく。1回の見学につき20～30名の参加者を1ユニットとし、時間配分においても、これらの情報をできるだけ丁寧に参加者に伝えられるよう配慮している。

こうしたプロトコルを整備することで、従来なかなか聞くことのなかった建築への「誇り」に関する情報を比較的容易に紹介するこ

とができるようになった。また限られたスタッフ数でも、効率よく運営することが可能で、ぜひこの見学会企画は全国的に拡がって欲しいと思う。現在、こうしたプロトコル整備はひと段落し、各地において同様の企画を考えている自治体、グループ等への企画協力に力を入れている。

建築の価値に関心を持つ層が増えると

この見学会企画では、古いものだけでなくもちろん新しく竣工したばかりの建築作品なども見学対象となる。あるいは、住宅でも公共建築でもその範疇である。「古いか新しいか／著名か無名か」といった従前のいわば建築ガイドブックのカテゴリーとは異なる尺度から、すなわち、どれほど関係者がその建築物に誇りを持っていて、エピソード性にも溢れていて、加えて、来訪者への公開に協力的であるかどうか、といった尺度から建築の価値を見直す機会にも結果的になっていると思われる。

もちろん、公開に積極的な所有者には最大限支援し、なかには、見学会の折に制作した見学コースを活用し、今度は、所有者が自ら見学会を定期開催している事例もあり、私たちの見学会は、「建築の価値を自ら見出す人々」を増やす種蒔き活動にもなっている。また個人的には、大学教育のなかに、建築の価値を読み取り一般に紹介するという演習を取り入れ、大学生の学習意欲の向上に大きな成果を上げている。

いわずもがな、ではあるが、そもそも近現代の建築というのは、建築を観る人、空間を読み取れる「空間構成者」の存在を前提として創り出されてきた側面がある。したがって建築の価値を主体的に見出せる人の層が増すことによって漸くその価値が顕在化してくるのであり、ひいては建築を作る側の質を高めていくことにも繋がっていくことだろう。

建築物を誰もが気軽に見学できるコンテンツとして整備していくこと。至って地道な作業ではあるが、これは単に見学者個々人の利益になるだけでなく、内発的に、しかも持続的に建築の価値を高めていく良い方法であると考えている。

(さいとう ただし)

景観の経済的価値

浅見泰司

東京大学大学院工学系研究科教授

浅見泰司

東京大学工学部卒業、ペンシルヴァニア大学地域科学専攻博士課程修了（Ph.D.）。東京大学工学部助手、講師、助教授、東京大学空間情報科学研究センター教授を経て、2012年より東京大学大学院工学系研究科教授。主な著書に『住環境：評価方法と理論』（編著）、『トルコ・イスラーム都市の空間文化』（編著）、『マンション建替え：老朽化にどう備えるか』（共編著）、『人口減少下のインフラ整備』（共編著）、『都市の空閑地空き家を考える』（編著）、『都市工学の数理：基礎編』（単著）、『地理情報科学：GISスタンダード』（共編著）がある。

景観法

2004年に景観法が制定された。制定当時、バブル崩壊後の経済立て直しの起爆剤として、都市計画規制が緩和され、時として、地域の景観が乱されることもあった。しかし、景観を理由として規制を行う法的根拠が弱かった。景観法が制定され、地方自治体は景観地区を定めて、その中でデザインにかかわる様々な景観規制をかけることができるようになった。

景観の善し悪しの判断は、多分に、主観的な面もある。このため、主観的要素が多く入りやすい景観が規制の理由になり得るのか、あるいは特定の価値観を強要することになるのではないかという点が議論され、景観の客観的価値の追求が必要となった。すなわち、景観価値を、客観的な価値と主観的な価値に分離し、客観的な価値に根拠を与えようという考え方である。事実、景勝地には多くの観光客が訪れるなど、景観の価値は確実に存在する。本稿では、このような景観の価値、特に経済的な価値について論じる。

経済的価値

経済的価値の分類

一般に経済的価値には、直接的利用価値、間接的利用価値、オプション価値、代位価値、遺贈価値、存在価値がある（大野，2001）。直接的利用価値は自分が実利用することによる満足感、間接的利用価値は映像など間接的に利用することによる満足感、オプション価値は将来的に利用できる可能性が保証されることによる満足感、代位価値は他者が利用できることによる満足感、遺贈価値は後世の人が利用できることによる満足感、存在価値は利用することとは関係なく、存在することによる満足感の価値をそれぞれ表す。景観に当てはめると、上の「利用」とは、それを実際に見て楽しむことととらえることができる。

経済的な価値を分析する手法はいくつかある。例えば、仮想市場評価法（CVM）はすべての価値を評価できるが、ヘドニック価格法では、地球上あまねく価値が行き渡る存在価値などは求めることが難しい^{（注1）}。

物的指標による景観価値の分析

2007年に国土交通省において、景観の経済的価値に関する2つの報告書が出された^{（注2）}。

ひとつは、都市計画課に設置された研究会の報告である。ヘドニック分析により、歴史的な市街地において高さ規制を行う場合に、規制による床面積の減少に伴う利用価値の減少分を上回る景観形成の価値がある可能性を示している。また、別の分析手法により、景観保護のための規制誘導措置のシナリオを提示し、その支払意思額を算出している。

もう一つは、住宅局内に設置された研究会の報告であり、ヘドニック分析を用いて景観規制の効果を分析している。モデルケースの中で景観形成を目的とした絶対高さ制限について、規制の仕方により、純便益が正負両方の場合が現れることが示され、規制方法の吟味が重要であることを示唆している。

この報告書が出されたのは景観法が施行された直後で、地方自治体が景観規制のあり方を模索していた時期であり、定量的に景観の経済的価値を求めた貴重な報告書である。

これらのヘドニック分析では、景観要素を表現すると思われる物的指標を定め、その効果を求めることで、景観価値を求めている。この方法の長所は指標値を客観的に評価できる点である。しかし、短所もある。第一に、地域によって特徴的な景観が異なるために、分析に組み込むべき物的指標を地域によって変えねばならず、地域間比較が難しい。例えば、妻入り屋根が伝統的な景観資源である場合は、街路に面した建物の妻入り屋根の割合が物的指標になる。しかし、黒塗りの塀が景観資源である地域では、その塀の存在割合を物的指標にしなければならない。物的指標の選択の優劣によって、分析が大きく左右されてしまうことになり、最終的な分析結果が不安定になりやすい。第二に、物的指標は景観総体のごく一断面を切り取ったものであり、景観効果全体を適正に表しているかどうかが常に課題になる。

心理指標による景観価値の分析

そのような問題を克服するには、景観を総合的に表現する別な評価方法を考える必要がある。それを行ったのが、Gao and Asami（2007）の研究である。この研究では、景観を物的指標群でとらえるのではなく、むしろ、まちの美評価（浅見，2001，付録p.52）をもとにした心理的評価指標群^{（注3）}でとらえて

いる。例えば、壁面位置・デザイン調和という項目では、壁面位置が街区レベルでほぼそろっているかどうかについて、連続感がある場合は+1、統一感がない場合は-1、どちらとも言えない場合は0として評価する。評価者の主観により評価が揺らぐ可能性があるが、この研究では2名の調査員の調査の整合性と、街路景観写真をもとにその評価の妥当性をチェックするという二重の評価の整合性チェックを行っており、極力、主観性を排除する工夫を行っている。

東京および北九州市の2つの住宅地で同じ心理的評価指標で評価した結果を主成分分析して多重共線性の問題を回避し、その成分得点をヘドニック分析に投入し、景観の経済的価値を求めた。その結果、東京においては、壁面位置・デザインの調和、スカイラインの形成、緑の連続性や視覚的な広がり、生け垣や植樹等の配置、空地や歩行者空間の緑化において有意なプラスの経済的効果が得られた。北九州市においては、それらに加えて、空地や道路の開放感、歩行者空間の創出、屋外空間の親近感、賑わいの演出についても有意なプラスの経済的効果が得られた。

壁面位置・デザイン調和が1ポイント上がると、東京では対平均地価で0.72%、北九州市で0.43%の効果、生け垣や植樹の配置が1ポイント上がると、東京では対平均地価で1.72%、北九州市で4.21%の効果があつた。特に緑化系では経済的価値の上昇効果が高く、住宅地開発における緑化は、単に環境貢献するだけでなく、開発業者の利益拡大にも貢献していることを知ることができる。

心理指標の場合に、物的環境をどの程度整えれば心理指標が1ポイント上がるかは必ずしも明確ではないが、他方で、景観を総合的にとらえることができ、物的指標による分析を相補うことができる。

この分析結果が興味深いのは、地域の状況によって、同じような概念での景観価値もその大きさが異なることである。例えば、東京においては、空地や道路の開放感、歩行者空間の創出、屋外空間の親近感、賑わいの演出といった要素は、有意な効果を持たなかった。北九州市に比して、東京では身近に活気のある商業スペースが潤沢にある地区が多い。そ

のため、住宅地における追加的な賑わいの演出はあまり望まれていないと思われる。また、逆に、緑化の対土地価格の相対的効果は北九州市の方が高い。このように、景観効果を要素分解しつつ総合的に分析することで、対象地域における景観重視要素とその価値の大きさを求めることができ、どのような景観形成を進めるべきかがわかる。例えば、東京の分析でも北九州の分析でも、デザインの統一感や緑の整備によって、地価が増加することがわかる。ただし、東京の方が景観要因以外が相対的により地価に大きな影響を与えている。また、北九州の場合には、屋外広告物や路上駐車による良好な歩行者の妨げを減らすことも、住宅地の経済価値を高めるのに重要であることがわかる。

経済的価値に表されない景観価値

景観の経済的価値を分析すると、経済的価値では表されない景観価値が表現されていないと批判されることがしばしばある。

最初に述べたように、経済的価値には様々あり、分析手法によっては、求めることができる価値には制約がある。しかし、それは手法による違いであり、経済的価値としては全く表現できないことにはならない。むしろ、ヘドニック分析を行った結果に、景観価値がすべて含まれているかのような解釈を行なうことが誤りなのである。例えば、Gao and Asami (2007) の分析結果には、存在価値は含まれていない。また、遺贈価値もほとんど含まれていないだろう。それは、ヘドニック分析では、市場で取引される物件の価格差と状況の差から、各要素の価値を計算するという方法をとっているため、存在価値は分析に用いたどの標本の価格にも同じように含まれ、結果として価格差が生じないからである。また、遺贈価値についても、市場で多くの人がその遺贈的な価値を認識していなければ標本の価格に資本化されず、結果として価値を求めることができない。

地域景観に対する特別な愛着に基づく価値は、ヘドニック分析では部分的にしか分析できない。しかし、これは、主観的な価値部分は捨象して、市場で評価される客観的な価値に基づく価値を求める手法であるために、この点はやむを得ない。愛着など主観的要素が

大きい価値対象の分析には、ヘドニック分析ではなく、仮想市場評価法を用いる方が良い。

景観の価値向上をめざして

景観の経済的価値を求める大きなメリットは、貨幣単位で計算されるために、他の価値との比較考量ができる点である。景観を少し犠牲にしても市街地の安全性や利便性を向上させるのが良いのか、それともあくまで守るべきかという問題に対して、経済的価値分析は明確な答えを提示してくれる。

より有効で価値の高い市街地景観の形成を、他の価値とうまくバランスさせて進めていくことに、経済的価値分析は貢献でき、今後そのような景観分析が広がることを期待する。

注

- 1) 仮想市場評価法とは、ある景観を享受するために支払える上限額（支払意思額）などを尋ね、景観価値を評価する手法である。ヘドニック価格法とは、景観面で異なる不動産物件の価格などを、景観指標やその他不動産価値に影響を及ぼす要因指標で回帰分析し、景観に起因する価値分を求める手法である。
- 2) どちらの報告書もhttp://www.mlitt.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000010.htmlにて閲覧可能である（2015年5月31日時点）。
- 3) まちの美評価の9要素に加えて、空地や道路の開放感、および屋外空間の親近感の2要素を加えている。

参考文献

- 浅見泰司（2001）（編）『住環境：評価方法と理論』東京大学出版会。
 大野栄治（2001）「住環境の経済評価」浅見泰司（編）『住環境：評価方法と理論』東京大学出版会, pp.143-167。
 Gao, X., Y. Asami (2007) "Effect of urban landscapes on land prices in two Japanese cities" Landscape and Urban Planning, 81, 155-166.

（あさみ やすし）

「建築の価値」。例年にもまして難しいテーマに取り組んだ今号、企画者である我々も苦悩し毎回夜遅くまで議論が白熱した。「価値」は建築にとって、そして我々にとって切り離すことの出来ないテーマであるはずなのに、その「核心」も「正解」も抽象的で非常に掴み難い。でも、だからこそこの機に一度正面から問うてみたいと考えた。

今回の難題に論考をお寄せいただいた先生方、様々なルートから依頼したインタビューをお受け下さった住宅オーナーの皆様に心から感謝したい。多岐に亘って「価値」を俯瞰し、同時に深みも伴った特集にできたと思う。

(三谷帯介)

建築の価値という今回のテーマは、ここ数年の特集の中でも一番難しいテーマだったのではないか。さまざまな切り口があり、各論考中にもずいぶん苦労された様子が伺え、建築の奥深さを再認識するきっかけになった。今回一番印象的だったのは、浦邸現地訪問に伺い、名建築に実際に住まわれている方の生の声を聴けたことだ。リビングには自邸に関する書物が山積みされ、登録有形文化財の銘板が置かれている。日常的に自邸に対する誇りと愛情を感じることができた。今後の設計活動においても、このように利用者に愛される建築を創って行きたいと思う。

(静 茂夫)

アジアのとある開発途上国に世界的に有名な建築家が設計した建築がある。建築雑誌にも掲載され、その国ではその建築家が設計した建築は唯一であるということもあって、表向きには「価値ある建築」とされている。しかしそこを訪れてその施設を運営している人たちや使っている人たちの様子を見たり、話を聞いたりしてみると、どうもその建築に価値を感じているようには思えない。少なくともこの人たちにとってその建築は「価値ある建築」ではない、ということがわかってくる。では本来の「建築の価値」とは何か…。今回の特集で少し答に近づけたような気がする。

(野田隆史)

抽象的で多数の切り口がある「建築の価値」というテーマは、興味深い論考が集まり、特に名作住宅のオーナーへのインタビューもあり、読む価値のある特集になったように思う。幼少期を過ごした故郷に価値を見出すように、価値には個人的な体験等と深い関係があるように思うが、その次元を超えた各論が数多く有り、特に笠原一人氏の論考では歴史的価値がなくても評価される「0年ルール」という、既存概念を覆したオランダの事例は目からうろこで面白いものであった。建築の価値付けは実に多様であり、今回の特集で、私自身も価値を見極める視野が広がったように思う。

(樋口展寛)

編集後記

建築計画系分科会

「建築の価値」の具体的なイメージとしてまず保存建築が頭に浮かんだが、各論考からその幅広い評価軸が浮き彫りとなり大変興味深い特集となった。共通で窺われることは、建築単体ではその価値を語れず、住まい手・使い手が、またそれを広く伝えることが価値を生み出し、周辺環境や景観と一体となって時間と共に価値が高まっていくことである。時代に即した価値もあれば時代と共に高まる価値もあり、反対に陳腐化した建築を再生して新たな価値を与えるなど捉え方も多様である。ここで私たちも「建築の価値」という発想でもう一度周りの建物を見直してみませんか？

(神戸嘉也)

本特集では様々な視点から「建築の価値」を論じていただき、建築には極めて多様な価値があることが改めてあぶり出された。それでもすべてを網羅できたわけではなく、例えば住宅建築の場合、今回のインタビューのような住まい手が見出す価値の他にも、江戸東京たてもの園の前川國男自邸や東京都庭園美術館として保存活用されている旧朝香宮邸のように、個人的な価値が公共的な価値に転じることで生きながらえる建築もある。時とともに建築の価値が増すという考え方は、日本ではそれほど受容されていないが、社会の成熟にとってはとても重要だ。

(下坂浩和)

本特集での、建築と価値についての論考やインタビューは、建築に携わる私にとって、自分自身の考えを見つめなおすきっかけとなった。価値というものは、時代によっても、文化によっても、もちろん人によっても、その基準は異なる。建築についての、様々な視点からの「価値」というものは、その多様性という点で、現在の私たちの社会を映し出しているように思えた。それにしても、これらの多様な「価値」をもつ建築というものに、私がどうやって向き合うのか、答えはなかなか出そうにない。

(渡部 剛)

連載 No.536

法令コーナー

駐車場の基準値を見直し

—神戸市「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」を改正—

秋田大介

神戸市住宅都市局計画部計画課 将来ビジョン推進担当係長

神戸市は、平成27年3月に一定規模以上の建築物（住宅を除く）の新築及び増築等を行う場合に義務付けられる駐車施設の設置について「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」（以下、「本条例」という。）の一部改正を行い、駐車台数に係る用途区分ごとの基準値の見直しなどを行った。

条例改正の背景

神戸市では、駐車場法の規定に基づき昭和42年に本条例を制定し、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域で建築を行おうとする者に対して、駐車施設の附置を課す等、総合的な駐車対策を行ってきた。

本条例では、平成18年に設置基準を改正してから約8年が経過し、現存する駐車施設の規模と実際の駐車需要が乖離していると思われる状況が増えてきており、加えて、自動車交通量の減少傾向が顕著になるなど、自動車を取り巻く社会経済状況が大きく様変わりしてきている。

このような状況に応じて、適正な駐車場整備を推進するとともに、自動車から公共交通利用への誘導、合理的な土地利用、連続性のある賑わいづくり、安全で快適な歩行者空間の確保等を推進するため、本条例の見直しを行った。

条例改正の概要

■附置義務基準の見直し

建築物の用途に見合った適切な駐車台数となるよう、用途区分ごとの基準値（附置を義務づける駐車施設1台当たりの床面積）を駐車場の利用実態に応じて見直した。

■隔地駐車施設の距離制限の緩和

建築物から駐車施設までの距離制限を「おおむね200メートル以内」から「おおむね350メートル以内」に緩和した。

■隔地駐車施設の承認手続きの新設

隔地駐車施設（敷地外に設置する駐車施

設）の設置については、市長に申請書を提出し承認を得た上で、隔地駐車施設の設置を行い、設置工事が完了した旨を届け出る手続きとした。

また隔地駐車施設の維持管理状況の報告を求めることのできる項目を設けた。

■公共交通利用促進策による台数の緩和

神戸市の中心市街地であり、公共交通の利便性の高い「中央駐車場整備地区」を対象に、公共交通利用促進策を実施する建築物に対して、附置義務台数を引き下げる特例制度を定めた。

公共交通利用促進策の具体的な内容や引き下げる附置義務台数（緩和率）については、今後、本条例の施行規則にて定める予定である。

■オートバイ等の置場の附置義務化

近年ではオートバイ等の路上駐車が多く見られ、歩行者の安全や快適性の低下、都市の景観を阻害する要因となってきた。

そこで、これまでの駐車施設に加えて、「建築物の用途」と「建築物の規模」のいずれにも該当する建築物を建築する場合にオートバイ等（原動機付自転車は除く）の置場の設置を義務付けた。

オートバイ等の置場の規模は、幅1.0m以上、奥行2.3m以上とした。

■車いす使用者駐車場設置義務の削除

本条例では、附置義務台数が50台以上の場合、車いす用駐車場の設置を義務付けていたが、兵庫県にて定められている「福祉のまちづくり条例」においても車いす用駐車場の設置を義務付けている。

2つの条例で重複する内容となっているため、本条例からは車いす用駐車場の設置に関する規定を除いた。

■敷地の過半が適用地区の場合は整備義務

建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業地域もしくは近隣商業地域、周辺地区（以下、「条例適用地区」という。）とこれら以外の地域にわたる場合は、条例適用地区に建築物が立地しているとみなし、駐車施設の整備を義務付けている。

しかし、より実態に即した地区又は地域に適用させるため、建築物の「過半もしくは最も大きな部分が属する地区又は地域」が本条例の適用地区であるか否かで判断することとした。

■共同住宅等は除外

①共同住宅及び長屋

共同住宅及び長屋については、「神戸市民の住環境等をまよりそだてる条例」で設置基準を定めていることから、その部分の面積は、附置義務が必要な建築物規模の面積（以

下、「規模判定面積」という。）、また附置義務台数の算定に用いる面積（以下、「台数算定面積」という。）から除外することとした。

②駐輪施設

駐輪施設は自動車需要を発生させる用途とは考えられないことから、その面積は、規模判定面積及び台数算定面積から除外することとした。

■適用除外建築物の変更

市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認める非特定用途のみに供する建築物は、本条例による駐車施設の附置義務を適用しないものとしていた。

ただし、この非特定用途と他の用途の複合用途に供する建築物の場合は、この非特定用途に供する部分も規模判定面積及び台数算定面積に含めるものとなっていた。

そこで、複合用途に供する建築物においても、附置する必要がないと認める非特定用途の部分については、規模判定面積及び台数算定面積から除外した。

おわりに

■建築物の合理的な土地利用を期待

今回の改正により、現在の駐車需要に応じた駐車施設の整備が進み、合理的な土地利用の促進、オートバイの路上駐車が減少することなどが見込まれる。

より安全で快適な歩行者空間が創出され、連続性のある賑わいづくりが進むものと期待したい。

■公共交通の利用促進

公共交通利用促進策による附置義務台数の緩和制度を新たに設けた。この特例制度の活用により、自動車から公共交通への利用の転換が促進されることを期待したい。

この制度の具体的な措置や緩和率などについては、今後施行規則にて定めるが、効果的な制度とすべく、継続して検討していく。

■今後の駐車施策

今後、公共駐車場の隔地利用や集約駐車場の設置等を検討し、公共交通体系と組み合わせて駐車施設の効率的な利用や安全で快適な歩行者空間の確保を進めていきたい。

（あきた だいすけ）

秋田大介

1976年生まれ。2002年神戸市役所入庁

連載 No.412

設備の頁

フロン排出抑制法

～業務用冷凍空調機器点検義務化について～

尹 永愛

ダイキン工業株式会社 空調営業本部
テクニカルエンジニアリング部

フロン排出抑制法

これまで冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、2001（平成13）年に業務用冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「フロン回収破壊法」が制定・公布されている。

しかし、今後、極めて温室効果の高いHFC（ハイドロフルオロカーボン）の排出量が増大する見込みであること、従来の「フロン回収破壊法」によるフロン類の回収率が低迷していること、国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけではなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要になった。このため、「フロン回収破壊法」が改正され、2015（平成27）年4月1日より「フロン排出抑制法」が施行された。「フロン排出抑制法」では、使用中の業務用冷凍空調機器からフロン冷媒の漏えい防止のため、機器管理者が取り組むべき事項について定められている。

管理者とは、機器の所有権を有する者である。また、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者も含まれる。

業務用冷凍空調機器管理者に対する規制

1. 機器を使用・管理していくための「判断の基準」を守ること

1-1. 機器の設置と使用環境に配慮すること

具体的には、振動源のある場所に設置しないことや、サービススペース等の確保、定期的な清掃が求められるようになる。

1-2. 定期的な冷媒漏えい点検を行うこと

(1) 簡易点検（管理者自身が行う簡易点検）

①全ての業務用冷凍空調機器について行う

②点検内容

a) エアコンの場合

異音、外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等、冷媒として充填されているフロンの漏えいの可能性があるかどうかを確認する。

b) 冷蔵機器及び冷凍機器の場合

上記内容に加え、庫内温度の異常がないかを確認する。

③頻度

少なくとも四半期に一度実施する。

④点検者

原則目視による点検であり、安全に容易に目視ができて、機器の設置環境や点検者の技術に応じて可能な範囲で実施すればよい。点検者の要件は定められておらず、管理者が自ら行うことを求められている。（専門業者へ依頼してもよい）

(2) 定期点検

管理者が十分に知見を有する者に委託をする専門的な点検である。また、点検作業を委託した場合は、費用負担は管理者となる。

①対象機器と頻度

製品区分	区 分	点検頻度
エアコンディショナー	圧縮機に用いられる原動機の定格出力が50kw以上の機器 ※主な対象機器：中央式エアコン	1年に1回以上
	圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kw以上50kw未満の機器 ※主な対象機器：大型店舗用エアコン、ビル用マルチエアコン、ガスヒートポンプエアコン（ガスエンジン出力で区分）	3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器	圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kw以上の機器 ※主な対象機器：別置型ショーケース、冷凍冷蔵ユニット、冷凍冷蔵チリングユニット	1年に1回以上

表1 定期点検の対象機器と頻度

②点検内容

十分な知見を有する者による機器の目視検査などを実施した上で、直接法（発泡液法、電子式漏えい検知法、蛍光剤法）、又は間接法（蒸発圧力等が平常運転時に比べ、異常値となっていないか計測器等を用いた点検）を単独又は組み合わせて漏えいの有無を判断する。

③点検者

第一種フロン類充填回収業者に委託するなどして機器の専門点検の方法について十分な知見を有する者が自ら行うか、立ち会うことが求められる。

ここで、十分な知見を有する者とは、冷媒フロン類取扱技術者、一定の資格又は実務経験を有し点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者である。

1-3. フロン漏えい時の適切な対処

簡易点検もしくは定期点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに点検及び修理を行うこと。また、これらを実施するまでは原則として、機器へのフロン類の充填をしてはならない。

1-4. 点検整備の記録・保存

管理者は以下のように点検・整備の記録（以下、記録簿）を残さなければならない。

また、記録簿は当該製品が廃棄されるまで保管する必要がある。

①記録簿には点検、修理、冷媒の充填・回収等の履歴を機器ごとに記録する

②記録簿は事業所等において、機器を破棄するまで紙又は電磁的記録によって保存する

③機器の点検・整備の前には確認のために整備者及び充填回収業者に記録簿を見せる

④機器を他社に売却・譲渡する場合は記録簿又はその写しを売却・譲渡相手に引渡す

2. 管理者による国への漏えい量報告

機器からの漏えい量をフロン類の種別毎に事業所単位、都道府県単位、最終は会社単位で集計してその合計がCO₂に換算して1,000トンを超えたら事業所管大臣に報告しなければならない。その後、都道府県知事にも通知及び公表される。このとき一つの事業所で1,000トンを超えた場合にその事業所単位で、二つ以上の都道府県に事業所がある場合は都道府県単位にも同時に報告する。

「判断の基準」に対応するために、管理者が事前準備すべきこと

①会社・事業所の管理責任者、機器毎の管理担当者を定め、管理体制を整備すること

②所有する機器をリスト化し、定期点検の対象となる機器を整理するとともに、記録簿を整備すること

③簡易点検・定期点検の実施スケジュールを計画すること

④所有する機器の漏えい状況をあらかじめ確認して漏えいしていれば修理すること

設計者、施工者が注意すべきこと

今回、管理者の「判断の基準」で、機器の設置と使用環境への配慮が定められている。管理者の義務ではあるが、設計者は機器設置計画時に十分に検討する必要がある。また、施工者はフロンの充填・回収を行った際に、その都度、フロン漏えい量報告の基礎資料として必要な情報等を記載した充填・回収証明書を、管理者に対して作業完了日から30日以内に書面で公布しなければならない。更に、機器廃棄時等、再生業者又は破壊業者にフロンを引渡した際、再生証明書又は破壊証明書の交付を受け、管理者に回付しなければならない。（ゆん よんえ）

尹 永愛

1985年生まれ。2014年から現職。

参考文献

- 1) フロン排出抑制法の施行までに準備すべきこと 近畿冷凍空調工業会『これからの技術情報』第1号
- 2) 第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き 環境省・経済産業省 平成27年3月

▶第16回 堺市景観賞

あなたのお気に入りの「堺」を募集

堺市内の優れた景観を有する建築物、工作物、広告物の所有者等、まちなみ及び良好な景観形成に貢献する活動を行っている人々を堺市長が表彰。景観形成に寄与している建築物や景観活動、地域が誇る堺らしい景観などを以下の通り募集する。

■推薦・応募期間

7月1日(水)～8月31日(月)(必着)

■推薦・応募対象

●建築物等部門

概ね10年間(2005年4月から2015年6月)までに新設、補修、改修等を行い完成した次のもので、以下の①～③に該当すると思われるもの

- 建築物(ビル、店舗、住宅など)
- 工作物(橋梁など)
- 屋外広告物

- ①先進的なデザイン等を取り入れ、まちのシンボルとなるような魅力を発信しているもの
- ②地域特性(地形、自然、歴史、文化)を読み解き、これらとの調和に配慮したもの
- ③周辺のまちなみに調和し、付近の景観を引き立たせているもの

●歴史的建造物部門

昭和25年以前につくられた建造物で外観を維持・保全するための行為(修繕、改修等)により、良好な景観を形成しているもの(町家や洋館等) ※神社、仏閣は対象外

●景観活動部門

地域の景観に関する情報発信や景観に関する意識啓発などの活動

●まちなみ部門

良好な景観を形成し市民の誇りとなる風景や場所など

■推薦・応募方法

所定の推薦・応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、電子メール又は持参により堺市都市計画部都市景観室「堺市景観賞」担当まで。

■表彰

2016年2月(予定)

■問合せ先・送付先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局 都市計画部 都市景観室「堺市景観賞」担当
TEL.072-228-7432
FAX.072-228-8468
e-mail tokan@city.sakai.lg.jp
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshikeikan/index.html>

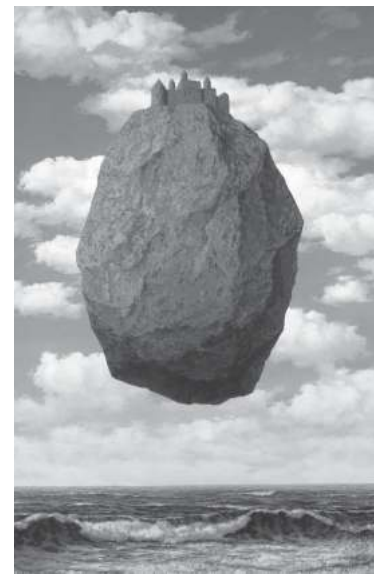
1 | マグリット展

ルネ・マグリット(1898-1967)は、ベルギーの国民的画家であり、言葉やイメージ、時間や重力といった、私たちの思想や行動を規定する“枠”を飛び超えてみせる独特の芸術世界を展開した、20世紀美術を代表する芸術家である。その芸術世界は、その後のアートやデザインにも大きな影響を与え、日本でも高い人気を誇る。

日本でも1970年以降、マグリットの展覧会は何度か開かれてきたが、今回、京都で44年ぶりの本格的な回顧展は、ベルギー王立

美術館が、マグリット財団とのパートナーシップのもと、「マグリット美術館」をオープンさせたことを機に、王立美術館とマグリット財団の全面的な協力を得て、世界10か国以上から代表作約130点を集める大回顧展となる。

第1章：初期作品(1920-1926)、第2章：シュルレアリスム(1926-1930)、第3章：最初の達成(1930-1939)、第4章：戦時と戦後(1939-1948)、第5章：回帰(1948-1967)の5部構成により、初期から晩年まで、画家の思想や創造の過程をたどり、マグリット芸術の謎の魅力を堪能する。



《ブレネーの城》1959年 油彩/カンヴァス
200×145cm イスラエル博物館
Gift of Harry Torczyner, New York, to American Friends of the Israel Museum, B85.0081
Photo © The Israel Museum, Jerusalem by Avshalom Avital © Charly Herscovici/ADAGP, Paris, 2015

期 間 10月12日(月・祝)まで

9:00～17:00

*9/19、20は20:00まで

(入館は閉館の30分前まで)

休 館 日 月曜日

(ただし7/20、9/21、10/12は開館)

会 場 京都市美術館

京都市左京区岡崎円勝寺町124(岡崎公園内)

TEL.050-5542-8600(ハローダイヤル)

観 覧 料 一般1,600円、高大生1,100円

小中生600円

*障がい者手帳等をお持ちの方は無料

*小中生は日曜・祝休日無料

information

2 | 交流するやきもの
九谷焼の系譜と展開

九谷焼の歴史の中ではさまざまな試みが行われ、多様な表現が生み出されてきた。本展では、「交流」という言葉をキーワードに、江戸初期の古九谷から、江戸後期の再興九谷、明治期の輸出陶磁、近代九谷の諸相、そして現代の作家まで、九谷焼の多彩で魅力的な作品世界を紹介する。



《古九谷 青手団扇散文平鉢》
小松市立錦窯展示館
(撮影：三好和義)

期 間 8月1日(土)～9月6日(日)
10:00～18:00 ＊金曜日は20:00まで
(入館は閉館の30分前まで)
休 館 日 月曜日
会 場 東京ステーションギャラリー
東京都千代田区丸の内1-9-1
TEL.03-3212-2485
観 覧 料 一般900円、高大生700円
＊中学生以下無料
＊障がい者手帳等をお持ちの方は100円引き、
その介助者1名は無料

3 | くりかえしの美

いろいろな形をくりかえすことで、作られている作品がたくさん存在する。くりかえしによって生み出される作品には、どのようなものがあるのだろうか。この展覧会では、作品に用いられ、作品を形づくる重要な方法となっている「くりかえし」に注目し、33作家による約50点の作品によって、くりかえしを通じて造形の世界を楽しみながら探る。



南野馨《untitled 1402》
2014/陶/
146.0×152.0×152.0cm

期 間 9月10日(木)まで
9:30～17:00 (入場は16:30まで)
休 館 日 月曜日(ただし7/20は開館、7/21は休館)
会 場 和歌山県立近代美術館 1階展示室B
和歌山市吹上1-4-14
TEL.073-436-8690
観 覧 料 一般340円、大学生230円
＊高校生以下、65歳以上の方、障がいのある方は無料
(要証明)

4 | 本画・下絵・素描 上村松園・松篁・淳之
「創造のひみつ」展 ～日本画の材料と技法～

一枚の本画が完成するまでに、非常にたくさんの時間が費やされていることが、残された素描や下絵などから知ることができる。見過ごされていくありふれた現実の中から、美しく芸術化された世界が紡ぎ出される秘密を、本画と下絵を展示することなどにより紹介する。



上村松園《花がたみ》
1914(大正4)年
松伯美術館蔵

期 間 9月23日(水・祝)まで
10:00～17:00 (入館は16:00まで)
休 館 日 月曜日(ただし7/20・9/21は開館、7/21は休館)
会 場 松伯美術館
奈良市登美ヶ丘2-1-4
TEL.0742-41-6666
観 覧 料 一般、高大生820円 小中生410円
＊障がい者手帳等をお持ちの方と
その介助者1名は2割引

▶市場館80周年 JPX北浜フェスタ

大阪取引所は、取引所旧市場館が1935年の落成から80年を迎えるのを記念し、イベントを開催する。今年2月に新設した5階オーバルルームでの市場館継承に関する講演をはじめ、1階アトリウムでは市場館の歴史と建築をテーマにしたパネル展示、見学ツアーなどを行う。詳しくは、日本取引所グループウェブサイト(<http://www.jpx.co.jp/>)まで。



1935年 市場館落成時

■開催期間：8月3日(月)～9月30日(水)
■講演：「都市資産の継承と活性化の両立を目指して
ー大阪証券取引所市場館での試み」
日時：8月3日(月) 18:30～19:30
講師：三菱地所設計 西堀 正樹 氏
※講演は事前申込が必要
■常設展示：「旧市場館 その歴史と建築」
■問合せ先：株式会社大阪取引所
大阪市中央区北浜1-8-16 TEL.06-4706-0800

本欄掲載の1～4の美術館等の招待券ご希望の方は、電話等で申し込み後、招待券送付用の切手(82円)を日本建築協会事務局までお送りください。

日本建築協会

月間の動き

平成27年 6月

総会

定時総会

6月17日(水) 15:00~15:50

出席者 香西会長ほか

議 事 (1) 平成26年度事業報告

(2) 平成26年度収支決算報告

(3) 平成26年度公益目的支出計画
実施報告

(4) 平成27年度事業計画

(5) 平成27年度収支予算

(6) 役員(理事、監事)候補者選任

理事会

第1回通常理事会

6月17日(水) 14:15~14:55

出席者 香西会長ほか

議 事 定時総会と同じ

第1回臨時理事会

6月17日(水) 16:00~16:10

出席者 香西会長ほか

議 事 (1) 役付役員選任

(2) 常任理事ならびに常設委員長
委嘱

(3) 理事の会務分掌

評議員会

定時評議員会

6月8日(月) 15:00~15:55

出席者 村上議長ほか

議 事 (1) 評議員会議長、副議長互選

(2) 役員(理事、監事)候補者推薦

編集委員会

第3回広告企画・編集合同委員会

6月9日(火) 18:00~19:15

出席者 米井委員長ほか5名

議 事 (1) 7月号特集第62回青年技術者

(2) 8月号特集建築の価値

(3) 9月号特集空き家と向き合う

(4) 10月号特集職人がいない!

(5) 11月号特集形態にあらわれた
構造

(6) 広告依頼先検討

第1回建築計画系分科会

6月30日(火) 19:15~21:55

出席者 三谷幹事ほか4名

議 事 (1) 8月号特集の企画

第3回構造分科会

6月1日(月) 18:15~19:30

出席者 岡田幹事ほか5名

議 事 (1) 構造の頁の企画

(2) 11月号特集の企画

第2回設備分科会

6月3日(水) 18:00~19:20

出席者 橋本幹事ほか7名

議 事 (1) 設備の頁の企画

(2) 5月号特集報告

(3) 広告依頼

(4) その他

第3回施工材料分科会

6月16日(火) 17:00~17:40

出席者 桜井幹事ほか4名

議 事 (1) 10月号特集の企画

第3回法令分科会

6月24日(水) 15:00~16:20

出席者 磯林委員ほか4名

議 事 (1) 法令コーナーの企画

(2) 9月号特集の企画

事業委員会

第3回U-35小委員会

6月26日(金) 19:00~21:30

出席者 興津サプリーダーほか11名

議 事 (1) 活動/予定/100周年事業

(2) 活動記録/会計

(3) 次回予定/その他

出版委員会

第3回出版委員会

6月18日(木) 18:00~19:05

出席者 西委員長ほか3名

議 事 (1) <プロのノウハウ>と特装本

の経過報告

(2) 進行中のテーマの検討

(3) 新テーマ検討

100周年関連事業委員会

群像委員会

ミーティング

6月25日(木) 19:00~20:30

出席者 本多委員長ほか6名

議 事 『群像』出版

第1回史料研究会

6月11日(木) 18:00~20:15

出席者 山形委員長ほか5名

議 事 (1) 今後の連載企画の検討

(2) 100周年記念誌について

(3) その他

第3回10年委員会

6月25日(木) 18:30~20:40

出席者 設楽委員長ほか7名

議 事 (1) 学生のための見学会「(仮称)
城東区複合施設建設工事」(2) 大阪ええとこ創生プロジェク
ト今後の展開

講演会

6月17日(水) 16:30~17:30

講 師 増田 昇

演 題 持続可能社会に向けた大阪大都市
圏のグリーン・インフラと風景づ
くり

参加者 60名

青年技術者および「建築と社会」賞表彰式

6月17日(水) 17:40~18:30

表 彰 (1) 青年技術者表彰 23名

(2) 「建築と社会」賞表彰

論考部門2点作品部門4点、

審査員特別賞1点

参加者 110名

会員交流懇親会

6月17日(水) 18:40~20:00

参加者 110名

■訂正とお詫び

本誌2015年7月号に、下記の誤りが
ありました。特集 第62回青年技術者 扉(P.17
1列目)受賞者一覧の会社名「日建計
設」は、正しくは「日建設計」です。関係各位にご迷惑をおかけしましたこ
とをお詫び申し上げます。

編集委員会(平成27年度)

■副会長

設楽 貞樹

本多 友常

■編集担当理事

西 博康

押味 至一

佐藤 榮一

杉本 浩

竹中 統一

松本 眞一

吉村 英祐

◎米井 寛

■副委員長

○勝山 太郎

■特集小委員会

■計画分科会

★計画系

飯田 匡

鈴木 克彦

△田中 直人

紅谷 昇平

松田奈緒子

三宅 次郎

守井 辰

吉村 英祐

★建築計画系

荒木 宏之

大西 広朗

神戸 嘉也

静 茂夫

下坂 浩和

野田 隆史

橋本 祐典

樋口 展寛

△三谷 帯介

米山 剛史

渡部 剛

★インテリア・住宅系

今井 充彦

川合 隆之

工藤 理隆

△黒柳 亮

酒井 雅男

塚口眞佐子

ペリー史子

間瀬 一博

■構造分科会

伊藤 栄治

△岡田 健

岸本 光平

司馬 勢也

瀧野 敦夫

角田 耕一

橋本 宗明

宮久保秀樹

向井 洋一

■設備分科会

有尾清二郎

北野 勝也

高村 聡

寺井 千佳

長澤 康弘

夏井 重行

△橋本 直樹

藤原 謙一

榊井 貴廣

宮崎ひろ志

山本 雅洋

■施工材料分科会

荻巣 友貴

後藤 尉彦

△桜井 和男

高橋 秀一

藤丸 啓一

山口 紀宏

吉田 正友

■法令分科会

磯林 雅之

岡本 亮二

杵掛 靖

△黒川 正樹

河野 学

前田 俊文

■作品作風小委員会

東井 嘉信

居内 章夫

池上 明

稲垣 和江

加嶋 章博

菊池 浩輔

倉橋 樹仁

倉渕奈千子

澤田 純一

高木 秀晃

鞆野 淳司

豊田 充広

▲西田 佳代

芳谷 晴彦

増田 敬彦

■広告企画小委員会

大谷 金由

小川 雄介

小山 昭

金築 雄

藤田 昌宏

▲前田 衛

山辻 直樹

(順不同)

◎委員長

○副委員長

▲小委員会委員長

△幹事

印 刷 2015年7月29日

発 行 2015年8月1日

発 行 人 一般社団法人日本建築協会

大阪市中央区大手前1-7-31

電 話 06-6946-6981

印 刷 所 榊中島弘文堂印刷所

デザイン 多田正治(多田正治アトリエ)

定 価 1230円(税込)

©「建築と社会」誌の記事の無断転載を禁じます

記事広告

確かな耐火品質と優れたデザイン性

けい酸カルシウム耐火被覆板



日本インシュレーション株式会社

防耐火建材の製造販売・施工

鉄骨用耐火被覆材

免震装置耐火被覆システム

防火区画貫通部延焼防止材

不燃内装意匠材

調湿建材

不燃断熱材 他

工業用保温材の製造販売・施工

けい酸カルシウム保温材

その他保冷工事

加熱炉耐火工事

機器配管防音工事

プラント架構耐火被覆工事

ケーブルダクト耐火工事 他

営業開発グループ

〒135-0042

東京都江東区木場2-17-16 (ビサイド木場3F)

TEL.03-5875-8531 FAX.03-5875-8551

<http://www.jic-bestork.co.jp/>

ゾノトライト系 けい酸カルシウム耐火被覆板 「ニュータイカライト」

火災時の加熱により建築物が崩壊することを防止するために、建築基準法では鉄骨造建築物を耐火構造とするように要求しています。鉄骨用耐火被覆材は、耐火構造を構成する材料で、耐火性能を保証する品質は一般に被覆厚さと被覆材の比重によって規定されています。

けい酸カルシウム耐火被覆板「ニュータイカライト」は、柱・はりの耐火被覆材として以下のような特性を有し、1978年のタイカライト発売以来、数多くの施工実績を有しています。

1 耐火品質が見える

耐火性能を保証する原料配合・比重・材厚を生産工場で徹底管理し、施工現場では取付け状況の目視確認でOK。見える品質です。現場施工のような品質ばらつきの心配はありません。

2 仕上がり美しい

成形板ですので塗装・クロスの場合そのまま仕上げ下地材となります。天井レスの建物では素材の白さによって、明るく清潔な空間を実現できます。

3 一味違う耐火特性

1000℃の耐熱温度を有し、法令が求める最低水準を上回る耐熱レベルで、安心の耐火品質を確保できます。

4 薄く、そしてコンパクト

ニュータイカライトは、はり・柱の鋼材耐火1時間に対して厚15mm、耐火2時間に対して厚25mmを実現しています。柱型の耐火被覆では、他の被覆材では別途仕上げボードを必要としますが、けい酸板工法は仕上げボード兼用で、納まりを小さくでき有効面積を広げることができます。

5 時代が求める耐久性

けい酸カルシウム耐火被覆板なら剥離・脱落・へたり・垂れ下がりなどの心配はありません。



柱型耐火被覆（角柱）



柱型耐火被覆（丸柱）



はり型耐火被覆

水系発泡性耐火塗料 「タイカベール」

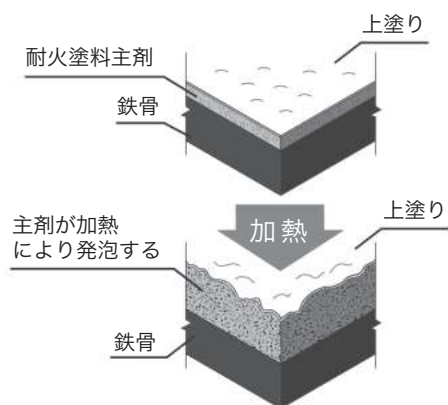
タイカベールは、角形・丸形の鋼管柱向けの耐火1時間・屋内用の水系耐火塗料です。万一の火災の際には耐火塗料が発泡して鋼管柱の温度上昇を抑制し、火災の加熱から鋼管柱を守るアクティブ型の耐火被覆材です。耐火塗料タイカベールは以下のような特徴を有しています。



加熱前



加熱後



タイカベールは発泡した炭化層により鉄骨を断熱します。

1 コンパクトな納まり

数ある耐火被覆工法の中において、耐火塗料による工法は最も納まりが小さく、有効面積を広くとることができます。

2 安心の水系塗料

水系ですので、溶剤系塗料のように引火の危険はなく、施工中や施工後しばらく残存する有機溶剤特有の強い臭気もありません。

3 市販防錆塗装・仕上塗装が利用可

鋼材に対する下塗材は、一般の錆止め塗装で、工場塗装の鋼材をそのまま利用できます。

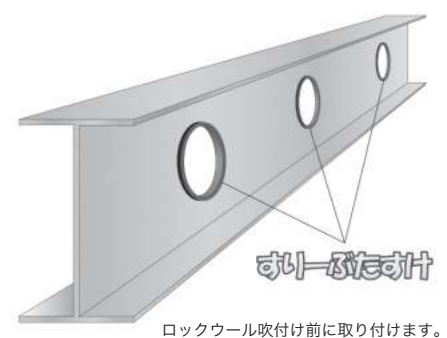
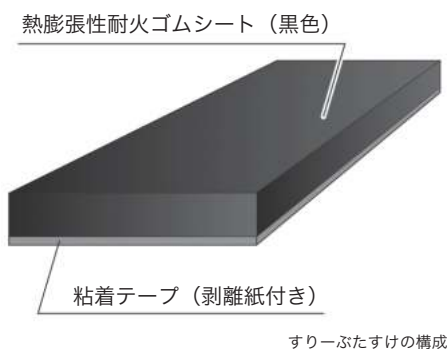
また、タイカベール（耐火塗料）塗装後の仕上げ塗装（上塗材）も一般のアクリル樹脂塗料をご利用いただけますので、自由なカラーコーディネートが可能です。

鉄骨はり貫通部用薄型熱膨張性耐火被覆材「すりーぶたすけ」

すりーぶたすけは、吹付けロックウールで耐火被覆する鉄骨はりの、スリーブ管等設置のための貫通孔部用の耐火被覆材です。

当社の免震装置用耐火被覆製品で実証されている、高性能熱膨張性耐火ゴムシートを利用した商品で、密度0.28g/cm³吹付けロックウールの耐火被覆工法耐火1時間・耐火2時間のはり貫通孔部に対し、わずか6mmの被覆厚での耐火を実現。

貫通孔径を吹付けロックウール工法と同じにした場合、スリーブ径を大きくとれます。吹付けロックウール工法比で耐火2時間の場合最大78mmUP、耐火1時間の場合最大38mmUPとなります。



ロックウール吹付け前に取り付けます。

「JICカーテンウォール耐火パネル」

耐火建築物の外壁では、延焼線の位置に応じて耐火1時間または耐火30分の耐火構造とする必要があります。特に、カーテンウォール構造の建築物では、火災時の延焼防止のため、床や壁（防火区画壁）に接する外壁部分に耐火パネルを裏打ちするなどの防火処置を施す必要があります。JICカーテンウォール耐火パネルは、このような裏打ち材として以下のような特徴があります。



リブ加工パネルの例

1 軽くて丈夫

見掛け密度0.4程度と従来パネルの約半分の重量です。層間変形への追従性も高く、粘り強さを併せ持つ材料です。

2 リブ加工など自由自在

リブ形状加工が容易で、設計者の自由な意匠を表現できますので、ファサードに豊かな表情を持たせることができます。

3 ガラス面の結露について

含水量が多い建材からの水分供給が原因のひとつとなつていわれています。ゾノトライト系けい酸カルシウム板は気乾状態の含水量が少ない材料です。

免震装置用耐火被覆システム「めんしんたすけ」シリーズ

最近は無震構造の建築物が、居住施設（マンション）、防災拠点（消防署、学校、警察署等の公共施設）、病院等を中心に増加しています。

免震装置を中間階に設置する場合は、免震装置に耐火被覆を行う必要があります。従来は、免震装置に係る耐火構造の一般認定が無く、性能設計（ルートC）による取り扱い、耐火被覆の不要な基礎免震を採用する方法が主流でしたが、近年、耐火認定の取得が可能となり、免震階利用の幅を広げることができるようになりました。

めんしんたすけは、鉄筋コンクリート柱あるいは鉄骨鉄筋コンクリート柱部の免震装置に対し、主にけい酸カルシウム板を用いて設置する耐火被覆システムです。被覆対象の免震装置と耐火パネルの設置方式により、4種類の製品があります。

名称	被覆対象免震装置	耐火パネルの設置方式
めんしんたすけ-N	天然ゴム系積層ゴム免震装置	開閉式
めんしんたすけ-N2	（鉛プラグあるいは錫プラグが備わっているものを含む）	固定式
めんしんたすけ-HD	高減衰ゴム系積層ゴム免震装置	
めんしんたすけ-S	弾性すべり支承免震装置あるいは剛すべり支承免震装置	



免震装置変形時のイメージ（開閉式の場合）

企画広告
新製品レビュー

企画広告募集のご案内

会誌「建築と社会」では、貴社の新製品や新しい技術を記事掲載という形でご紹介させていただくコーナー「新製品レビュー」を設けております。開発の意図や製品の特長、導入によって得られる成果、導入事例等、写真や図版等を含めて、具体的にご紹介いただけます。一般社団法人日本建築協会の会員に限らず、どなたでもご執筆いただけますので、ぜひ貴社広告・宣伝の場としてご活用ください。

掲載料：モノクロ 1 ページにつき80,000円（消費税込み）

※掲載は1～2 ページが基本となっております。

※掲載号、詳細につきましては担当者へお問い合わせください。

お問い合わせ先／一般社団法人 日本建築協会 内山・井筒

TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984

E-mail：koukoku@aaj.or.jp

お客様の抱える問題やニーズに
より速やかに、より丁寧に対応できるように

企画・デザイン、制作、製版、印刷

株式会社 中島弘文堂印刷所

本社 〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号
TEL.06-6976-8761 / FAX.06-6976-8765

東京支社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目4-2 風雲堂別館ビル2階
TEL.03-3526-5580 / FAX.03-3526-5582

<http://www.n-kobundo.co.jp/>

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社 日本電気化学工業所

<http://nacl.jp> E-mail: sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町2丁目7番26号 NACLビル2階

TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632

東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目6-7

TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

コンクリートのひび割れ対策に

NETIS 登録済み
KT-040018-V

DENKA
DENKI KAGAKU KOGYO KABUSHIKI KAISHA

高性能膨張材

デンカパワーCSA

JIS A 6202
適合品

特 性

- ・乾燥収縮の低減
- ・自己収縮の低減
- ・水密性の向上(防水性)
- ・温度ひび割れの低減

主な用途例

- ・合成デッキスラブ
- ・土間スラブ
- ・RC 構造物
- ・自己充填コンクリート
- ・マスコンクリート 他

膨張材以外にも

- ・無収縮グラウト材
(タスコン)
 - ・躯体防水材
(シャガード)
 - ・ポリマーセメントモルタル
(RIS シリーズ)
- など、各種混和材(剤)を
ラインナップしています。

●資料のご請求お問い合わせは・・・

電気化学工業株式会社
近畿地区販売店

小浦産業株式会社

〒550-0004 大阪府大阪市西区靱本町1丁目14番6号
TEL 06-6443-6181 FAX 06-6443-6270

けい酸カルシウム耐火被覆板 ニュータイカライト

- デザインできる唯一の耐火被覆
- 工場生産で確かな品質
- 鉄骨さび止め不要



◀ はりの耐火被覆



▲ カーテンウォールの耐火被覆



▲ 丸柱の耐火被覆



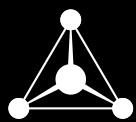
▲ 角柱の耐火被覆

スリーブ貫通部の耐火なら
すいーぶたすけ

免震装置の耐火なら
めんしんたすけ

耐火塗料なら
タイカベール

www.jic-bestork.co.jp

 **JIC**
日本インシュレーション株式会社

東京	東京都江東区木場 2-17-16 (ビサイド木場 3F)	TEL.03(5875)8531	FAX.03(5875)8551
大阪	TEL.06(6210)1282	名古屋	TEL.052(228)8682
仙台	TEL.022(779)6651	福岡	TEL.092(452)8651